

平成28年宇治田原町総務建設常任委員会

平成28年12月14日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 付託議案審査  
議案第62号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて  
議案第66号 京都地方税機構規約の変更について
- 日程第2 第3四半期の事業執行状況について  
○総務課所管  
○企画財政課所管  
○税住民課所管
- 日程第3 各課所管事項報告  
○総務課所管  
・生活道路等における交通安全対策について  
○企画財政課所管  
・ふるさと納税促進事業の実施状況について  
・宇治田原町空家等の対策・活用に向けた総合的な方針の策定について
- 日程第4 付託議案審査  
議案第59号 宇治田原町農業委員会の委員等の定数に関する条例を制定するについて  
議案第64号 土地の取得についての議決の一部変更について  
議案第65号 土地の取得についての議決の一部変更について
- 日程第5 請願について  
請願第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願
- 日程第6 第3四半期の事業執行状況について  
○建設環境課所管  
○プロジェクト推進課所管  
○産業観光課所管  
○上下水道課所管

日程第7 各課所管事項報告

○建設環境課所管

- ・「宇治田原町地域公共交通検討委員会」の進捗状況について
- ・奥山田大杉地区における開発事業計画について

○プロジェクト推進課所管

- ・都市計画変更について
- ・近畿自動車道名古屋神戸線建設事業に伴い工事用道路として使用する都市計画道路宇治田原山手線建設事業の工事施行に関する基本協定の締結について

日程第8 その他

1. 出席委員

委員長	3番	垣内秋弘	委員
副委員長	2番	松本健治	委員
	1番	谷口重和	委員
	5番	浅田晃弘	委員
	7番	山本精	委員
	12番	田中修	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
総務部長	久野村観光君
建設事業部長	野田泰生君
総務課長	清水清君
企画財政課長	奥谷明君
企画財政課課長補佐	矢野里志君
税住民課長	長谷川みどり君
建設環境課長	垣内清文君

建設環境課課長補佐	市川博己君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
プロジェクト推進課 課長補佐	谷出智君
産業観光課長	木原浩一君
産業観光課課長補佐	富田幸彦君
上下水道課長	下岡浩喜君
会計管理者兼会計課長	馬場浩君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	村山和弘君
庶務係長	岡崎貴子君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（垣内秋弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員会は、開会日に上程され、付託されました議案第59号、議案第62号、議案第64号から議案第66号、請願第1号及び第3四半期の事業施行状況並びに所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付いたしておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

また、本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

なお、本日、谷口整議員、馬場議員、山内議員、3名の傍聴がございますので、報告しておきます。

ここで、理事者からご挨拶並びに管理職の自己紹介をお願いしたいと思います。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

師走も半ばとなり、寒さも厳しくなってきました。皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。委員各位には、平素から宇治田原町行政の推進に何かとご理解とご尽力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

今月7日に開会されました12月定例会におきましては、一昨日、一般質問をしていただき、また、本日は、公私ともにご多忙のところ、総務建設常任委員会にご出席を賜り、ありがとうございます。垣内委員長、松本副委員長のもと常任委員会を開催いただき、委員会に付託されました5議案、条例制定1件、条例改正1件、一般議案3件につきましてご審議をお願いするとともに、各課の第3四半期の事業執行状況及び所管事項報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議案につきまして、ご審議を賜り、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

ここで、出席員を紹介させていただきます。

私、副町長の田中でございます。よろしくお願い申し上げます。

それから、順に紹介させていただきます。

右隣が久野村総務部長でございます。

○総務部長（久野村観光） よろしくお願ひいたします。

○副町長（田中雅和） 隣が奥谷企画財政課長でございます。

○企画財政課長（奥谷 明） 奥谷でございます。よろしくお願い申し上げます。

○副町長（田中雅和） 次に、左隣から席順に紹介をさせていただきます。馬場会計管理者兼会計課長でございます。

○会計管理者兼会計課長（馬場 浩） よろしくお願ひします。

○副町長（田中雅和） 清水総務課長でございます。

○総務課長（清水 清） よろしくお願ひ申し上げます。

○副町長（田中雅和） 長谷川税住民課長でございます。

○税住民課長（長谷川みどり） よろしくお願ひいたします。

○副町長（田中雅和） 後列に回りまして、矢野企画財政課課長補佐でございます。

○企画財政課課長補佐（矢野里志） どうぞよろしくお願ひします。

○副町長（田中雅和） 以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

なお、ただいま今西議員が傍聴でお見えになっておりますので、追加報告しておきます。

ただいまの出席議員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第62号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） そしたら、議案第62号について説明を申し上げます。

お手元にあると思います。

議案第62号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法

施行規則の一部を改正する省令等が平成28年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、改正法等に合わせて、本条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、町民税におきまして、法人税割の税率が引き下げられることに伴う規定の整備、軽自動車税におきましては、環境性能割の創設に伴う従前の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備に加え、平成28年度に規定いたしましたグリーン化特例の適用期限を1年延長するものです。固定資産税におきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準特例につきまして、わがまち特例を導入した上で延長するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、長谷川課長のほうからご説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） それでは、議案第62号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについてご説明させていただきます。

縦長の議案第62号の資料をごらんください。

本条例改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律、所得税法等の一部を改正する法律、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が、それぞれ公布されたことに伴い、税条例を改正するものでございます。

まず、相続に係る改正でございますが、法律改正に合わせまして、軽自動車税を軽自動車税の種別割とすることに伴い、所要の文言修正を行うもので、施行日は平成31年10月1日でございます。

また、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて、延滞金の計算期間等について所要の規定整備を行うもので、施行日は平成29年1月1日です。

次に、軽自動車税に係る改正でございますが、自動車を取得した時点で課される取得税が平成31年10月1日をもって廃止されることを引きかえに、環境性能割を車両の取得時の課税として同日から導入し、軽自動車税の取得に係る分については市町村税として位置づけます。したがって、従前の軽自動車税につきましては、この環境性能割と区分するため、種別割といたします。

軽自動車税に係る環境性能割については、環境性能に応じた税率区分を適用し、賦課徴収については、当分の間、自動車税の環境性能割とともに京都府が賦課徴収すること

とされています。こちらは、施行日は平成31年10月1日でございます。

それから、3ページのところですが、なお、平成28年度限りとされておりました軽自動車税のグリーン化特例につきましては、現行の措置を1年間延長し、平成28年4月1日から29年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さなものについて、平成29年度分の軽自動車税においてのみ税率が軽減されます。グリーン化特例の施行日は、29年4月1日になります。

次に、4ページをごらんください。

町民税に係る改正では、都市に偏りがちな法人関係税収を地方に再配分する仕組みの拡充を図り、法人住民税の一部を国税として集めて財政力の弱い自治体に地方交付税として配分する仕組みを法改正で強化、地方交付税原資をさらに進めるために、法人住民税法人税割の標準税率及び制限税率を平成31年10月1日以降に開始する事業年度から引き下げるものでございます。

また、中ほど下なんですけれども、附則第6条の改正では、セルフメディケーションの推進、自主服薬、いわゆる自身による健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして、一定の取り組みを行う個人が平成29年1月1日以降にスイッチOTC医薬品を購入された際に、1万2,000円を超える場合において、その超える部分の金額について、その年分の所得金額から控除する医療費控除の特例を新設するものでございます。こちらにつきましては、平成30年1月1日でございます。

それから、所得税法等の一部を改正する法律に基づく改正については、台湾との相互主義に基づき、台湾との間の二重課税を排除するための措置で、特例配当利子等、いわゆる国内居住者が支払いを受ける事業所得のうち、外国において設立した団体の所得として取り扱われる特定対象事業所得に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得をいいますが、これを他の所得と区分し、分離課税とし、特例適用利子等額に3%の税率を乗じたものを町民税の所得割とするもので、こちらのほうは、現在うちのほうには対象はございません。施行日は29年1月1日でございます。

それから、5ページ、固定資産税に係る改正でございますが、電気事業者に係る再生可能エネルギー電気の調達に関する特例措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入するとともに、適用期限を2年間延長して、30年3月31日までの間に取得された設備に対して、平成29年度以降の固定資産税から適用することになります。

適用割合につきましては、地方税法第15条各号等に示されます参酌基準割合に基づくものでございます。改正内容に記載のあります再生可能エネルギー発電施設については、現在、本町にはございません。施行日は公布の日でございます。

それから、最後に6ページでございますが、たばこ税に係る改正については、町税条例第19条の改正に伴いまして、文言修正等所要の規定整備を行うもので、施行日は29年1月1日でございます。

以上で議案第62号に係ります説明を終わります。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） 3の町民税に係る改正なのですが、法人税を引き下げる、法人税割を引き下げるということなのですが、引き下げて町の減収というのはどれぐらいになるのでしょうか、試算はされているのでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） 法人税率が下がっての影響額でございますが、法人税につきましても、景気の動向が大きく作用されますこともあり、正確に3年先のことを予想するのはちょっと困難なところがあります。

ただし、27年度の決算の課税標準額を使用して、還付等を考慮に入れずに論理値で算出するならば、約5,000万程度の減収となるところでございます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） わかりました。

それと、ここに、その分を地方交付税の原資にされるというような形で、国税化されてというふうに書いているんですけども、この減税分が地方交付税で入ってくるというふうなことは、どうなんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 地方交付税の観点から、企画財政課からご答弁申し上げたいんですけども、平成31年からの変更ということでございますので、結論といたしまして、今、どれぐらい交付税に影響あるかというのは、まだ算定できないところでございます。

そもそも今回の法改正の趣旨と申しますのが、地方税としたものを一定国税化して、その増収分を全国の自治体の交付税の原資としようというようなものでございます。

これに対しまして、先ほど長谷川課長が、地方税のほうが5,000万ほど減が今の



状況では見込まれるということでございました。単純に申し上げれば、その分が全国に配られるようになるかとは思いますが、本町の平成31年以降の交付税、基準財政需要額と収入額の差によって求められるんですけれども、それに対しては、今現状ではどうなるかはまだ未定でございますが、国の考え方としては、押しなべて国税にとって、それを全国にまこうということになりますので、現状ではそこまでしかわかっていないというところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 現状では、まだわからんのやということですね。わかりました。

○委員長（垣内秋弘） よろしいか。

○委員（山本 精） はい。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） 1点だけ。概要の3ページの電気自動車、天然ガス自動車。天然ガス自動車というのは、余り見かけませんけれども、電気自動車は、今、宇治田原町で何台ぐらい普及しているのか、わかったら。

○委員長（垣内秋弘） 長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） 申しわけございません。ちょっと把握しておりません。すみません。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） それは、また後でわかったら教えてください。

それと、電気自動車の充電ステーション、これは、公共、民間合わせて、コンビニにも多分、今、設置していると思うんですけれども、宇治田原町全体で何カ所ぐらいあるか。それもわかりませんか。

○委員長（垣内秋弘） 長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） そちらの箇所のほうは、ちょっとわかりません。申しわけございません。

○委員（谷口重和） わかったら教えてください。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ただいまの件は、じゃ、後で調べて報告願えますか。

ほかはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 議案第62号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手多数。よって議案第62号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、京都地方税機構規約の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長(田中雅和) では、議案第66号について説明を申し上げます。

議案第66号、京都地方税機構規約の変更につきましては、平成29年度から京都地方税機構が処理する事務に、新たに自動車取得税、自動車税及び軽自動車税に係る申告書等の受付等の事務を追加するため、その規約の一部を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、長谷川課長のほうからご説明申し上げます。

○委員長(垣内秋弘) 長谷川課長。

○税住民課長(長谷川みどり) 議案第66号、京都地方税機構規約の変更についてご説明いたします。

縦長の議案第66号の資料をごらんください。

京都地方税機構規約の変更につきましては、広域連合であります京都地方税機構が処理する事務、現行は、軽自動車税申告書等の受付審査業務を京都地方税務協議会にて、普通車の自動車取得税及び自動車税申告書等の受付等の事務を京都府によって行っておりますが、矢印下の平成29年度の共同化後は、これらの事務を京都地方税機構に移管することになります。

これにより、その規約の一部を変更することにつきまして、構成団体であります京都府及び京都市を除く福知山市外23市町村と協議を要することから、地方自治法第

291条の11の規定によりまして、当該規定の改正について、議決が必要となり、お諮りするものでございます。

今後は、12月議会におきまして各構成団体の規約変更の議決をいただきましたら、平成29年1月に総務大臣への規約の変更許可申請が行われ、4月より受付業務の共同化が開始されるという運びになります。

以上で説明を終わります。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。議案第66号、京都地方税機構規約の変更についての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手多数。よって議案第66号、京都地方税機構規約の変更については原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、第3四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

最初に、総務課所管について、当局の説明を求めます。清水課長。

○総務課長（清水 清） それでは、平成28年度第3四半期事業執行状況総務課所管分につきまして順にご説明させていただきます。

まず、1つ目でございます。宇治田原町の「いいところ」発信事業でございます。

こちらにつきましては、今まで4回のプロジェクトチーム会議を開催しております。今後につきましては、ホームページの更新につきまして、プロジェクトチーム会議で協議をし、年内をめどに更新を行ってまいりたいと考えております。

詳しい内容につきましては、企画財政課のほうで報告があると思いますので、よろしくお願いをいたします。

2つ目でございます。町制施行60周年記念事業でございます。

町制施行60周年記念式典を9月30日に開催させていただきました。そのほか、第3四半期の主な記念事業、冠事業といたしまして、10月21日にNHKと共催で上方座談会の公開録音、また11月19日には青少年主張大会の2部としてフリートークを、また12月4日には午前からお茶の里うじたわらマラソン、午後からは立木早絵さんをお招きしまして人権のつどいを開催したところでございます。

続きまして、3番、国際交流事業でございます。

国際交流に係りますアンケート調査を町内の小学5、6年生と中学生を対象に実施しておりまして、12月中旬に回収し、回収しましたアンケートを分析してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、4番目、情報伝達システム整備事業でございます。

今年度につきましては、IP告知システムにつきまして、9月28日に入札を行いまして、10月4日に契約を締結したところでございます。今後につきましては、システムの整備が終了次第、町内の小中学校と調整をする中で、送信テストに合わせ小中学校と協議をする中で避難訓練等を実施していきたいと考えておるところでございます。

5番目、自主防災組織支援事業でございます。

まず、自主防災組織安心安全活動補助金につきましては、現在、5つの区自治会から申請をいただいているところでございます。今後も随時受け付けをしてまいりたいと考えております。

自主防災会の防災訓練につきましては、11月20日の総合防災訓練に合わせまして、郷之口、荒木、南、岩山、緑苑坂、禅定寺、立川の7つの区自治会で実施され、翌週の湯屋谷自主防災会が訓練をされたところでございます。

続きまして、6番、キッズ防火隊支援事業でございます。

11月26日には、荒木キッズ防火隊が京都市市民防災センターへ大人5人、子ども5人と役場職員が1名随行いたしまして視察研修に行かれたところでございます。

12月の予定といたしましては、次期以降の予定のほうに書かせていただいておりますとおり、緑苑坂キッズ防火隊が12月18日に京田辺消防署宇治田原分署を視察、また19日から26日までの間に拍子木を鳴らされて夜間の防火啓発を実施されます。また、荒木キッズ防火隊は12月23日に、禅定寺キッズ防火隊につきましても12月

26日に、同じく夜間の防火啓発を実施される予定でございます。

ジュニア防災検定につきましては、年明け1月に実施予定をしているところでございます。

1ページめくっていただきたいと存じます。

7番目、消防団装備拡充事業でございます。

こちらにつきましては、10月17日に入札を実施いたしまして、次期以降の予定等にごございますように、団員の被服等としまして、防火手袋、保護メガネ、ライフジャケットを、また消防資機材といたしまして、ヘッドライト、トランシーバー、フローティングストレーナー等につきまして、11月15日に配備を完了したところでございます。

8番でございます。総合防災訓練実施事業でございます。

こちらにつきましては、議員各位のご出席をいただきまして、11月20日に住民グラウンドでは京都市消防局航空隊の防災ヘリによる救助訓練、また、その他の訓練につきましては、維孝館中学校のグラウンドで防災関係機関のご協力を得る中、実施したところでございます。参加防災関係機関といたしましては12機関、参加人数といたしましては541名の参加をいただいて、実施をさせていただいたところでございます。

続きまして、9番目、災害時応援協定でございます。

昨年5月15日には、岐阜県揖斐郡池田町と、また本年の8月1日には滋賀県の甲賀市と災害時応援協定を締結させていただきました。また、西日本エリアにつきましては、引き続き協定締結に向けまして協議を進めているところでございます。

10番目、消防団総合訓練事業でございます。

こちらにつきましては、既に9月11日に住民グラウンドにおきまして訓練を実施させていただいたところでございます。

11番目、人材育成計画実施計画でございます。

10月13日に第2回目となりますプロジェクトチーム会議を開催し、人事評価結果の処遇範囲について協議を行いました。今後、プロジェクトチーム会議での意見も参考とする中で、人材育成につながるような処遇範囲につきまして、職員への理解を深めながら協議、調整をしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、12月16日には、午前中、新任評価者、28年度に新しく部長、課長になった者の研修、それから午後からは、新規採用職員等につきまして人事評価制度の研修を実施する予定をしているところでございます。

12番目、選挙投票率向上対策でございます。

町議会議員一般選挙の選挙啓発といたしましては、11月2日に路線バスの停留所におきまして、若年層も含め不特定多数のバス利用者に啓発を行いました。また、保育所で選挙の啓発ビラを配布したところがございます。

町長選挙につきましては、12月7日に選挙管理委員会を実施いたしまして、立候補予定者説明会を、これも次期以降の予定に書いておりますけれども、1月11日に、告示日を1月31日に、投開票日を2月5日に決定していただいたところがございます。今後も投票率向上に向け啓発を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

総務課所管事項につきましては、以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） 1ページの6番、キッズ防火隊ですね。これは、今、ここに書いている荒木、禅定寺、緑苑坂の3区ですか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） キッズ防火隊につきましては、まず荒木で発足をしていただきまして、その後、岩山、禅定寺、緑苑坂の4つの防火隊が組織されておるところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 今、4つとお聞きしましたが、あと、できていないところですね。

それは啓発をされているのか、されていないのか。それもちょっと聞きたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） ご答弁申し上げます。

町内11の区なり自治会がございまして、中には児童さんの数の少ない区がございまして。そういった区につきましては、なかなかキッズ防火隊を組織するのは難しいというふうには考えておりますけれども、特に大きな区なり自治会につきましては、区長さんが自主防災会の会長もしていただいておりますので、お声かけをさせていただいているところがございますが、現在のところ、まだ発足に向けた取り組みというところにはまだはつながっていないのが現状でございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 今お聞きした少ない地区、それはやはりどうしてもできないだけは済まされないと思うんです。

というのは、学校単位でやると、全員子どもが学校に行っているもので、それやった

らできるはずやと思うし、やっぱり学校単位で何とか、キッズ防火隊というよりも消防に関しての教育、それもやっぱり必要かと思うんですけども、その方向では進める考えがあるのか、ないのか。それもちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 現在のところ、先ほど申し上げましたとおり、4つのキッズ防火隊が組織されておりますので、基本的には区内自治会の単位で考えておるところですけども、今、副議長がおっしゃられました校区単位というのも視野に入れまして、今後も発足に向けて支援のほうをしていきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） できれば、少ない子どものところも何か勉強になるようなことをやってもらいたいと、これは要望しておきたいと思っております。

次に、2ページの8番、防災訓練ですね、この前、11月20日の。これは、いろいろ考えていたんですけども、一応今は周期の冠でやられたと。その中で、各地域でやっている。総合的にも町民グラウンドでやっている。これが余りにも私から見た点では合致していない。というのは、何かバランスがとれていない。見ていると、こっちがやっていたら、こっちがやっていないような形で、行っている人も案外納得できないような形で終わってしまったような感じはあるんですけども、これは、今回は別として、やっぱり説明も大事であって、今後は各地区でやる場合には総合訓練と別の日にやったほうが効果が上がるのではないかと。やはり、あれだけの訓練をやる時は、住民の方のできるだけ多数の参加を求めるような形のほうが意義があると思っておりますけれども、今後の考え方に対して一言答弁ください。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 先ほど副議長もおっしゃっていただきましたように、本年度につきましては、町制60周年記念式典ということで、参加型というよりは、いろんな防災関係機関がこんなことができるというのを住民の皆さんに見ていただくような形で、大々的に訓練をさせていただいたところがございます。

おっしゃられるように、各区の自主防災会の訓練につきまして、その日に実施するのがいいのか、あるいは別の日にきちっとした形で訓練内容を組まれましてされるのがいいのかということでございますけれども、今年度は、そういった意味で60周年ということとさせていただきますけれども、次年度以降につきましては、また自主防災会連

絡会等を通じまして、どういった訓練内容がいいのかということも協議する中で、より実践に近いような形での訓練も取り入れてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。それはよろしくお願ひをいたします。

最後に9番です。災害時応援協定。これは、私も最初から一般質問でもいろいろ言わせてもらひまして、岐阜の池田とできて、先般、滋賀県甲賀市とも結んでいただひて、次は西日本、これも一般質問で何回も問ひかけましたけれども、この西側は大體いつごろをめどに考えておられるのか。できれば早いこと締結してほしいと思ひうんですけれども、これも、もう一般質問で云々それを言うよりも、今、ここで、委員会でも聞くほうが手っ取り早いんで、今聞きますけれども、できたら新年度、29年度中には何とか締結にごきつきたいぐらいは答弁いただきたいと思ひうんですけれども、どうですか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 総務課といたしましても、やはり東のエリア、また甲賀市と締結をさせていただきましたので、西日本エリアにつきましても早期に締結していききたいというふうな思ひは持っております。

ただ、先方、相手さんもおられることですので、必ず29年度中にとひいうお約束をここでさせていただくことはできませんけれども、副議長がおっしゃるように、できるだけ早期に協議を進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） これもいつも申し上げておひり、災害時応援協定のみならず文化交流もいろいろとやってもらひたいと、それもつけ加えて要望しておきます。

以上で終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はござひませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようござひますので、これにて総務課所管についての質疑を終了いたします。

次に、企画財政課につきまして、当局の説明を求めます。奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） それでは、続きまして、私のほうから企画財政課に係ります事業執行状況、第3四半期、ご説明申し上げたいと存じます。

私のほうは、3ページをごらんください。



まず、1番目からご説明申し上げたいと思いますが、このうち1、2、3、4、上から4つにつきましては、各欄の右下に、加速化、ページ5とか6とかございますように、これは平成28年3月に補正予算としてご可決いただいたものでございまして、いわゆる27年度事業の繰越事業として実施しておるものでございますが、この4つはトータルで移住・定住につながる、そういう促進のための事業ということで、国の地方創生交付金を活用いたしまして28年3月に補正いただいたものでございます。いずれも個々の事業としては独立しておりますが、一連のトータルの中で移住・定住推進につなげたいという思いのもと実施しておるものでございます。

それでは、まず1つ目の「ハートのまち」PR事業でございます。

これにつきましては、昨年度末に策定いたしました第5次まちづくり総合計画のサブコピーでございます「やすらぎ・ぬくもり・ハートのまち」というコピーがございますが、これを打ち出していって、宇治田原ブランドの発信ですとか、まちの活力や定住促進につなげていけるようなPRをしていこうというものでございます。ソフト事業でございますけれども、大きく内部のいいところプロモーション・プロジェクトチームという中での議論と、各種学生さんのご支援によりまして町のPRをしていこうという、大きく2つの手法を使っております。

庁内のプロジェクトチーム的には、本町が他市町村に誇れる強み、町独自の制度なんかを洗い出しまして、そういうものを各課掘り起こしましてホームページ等で紹介していこうという思いで、現在、引き続きそういう制度の町が誇れる部分を洗い出ししております。できるだけ早いうちにホームページでのオープン等につなげていきたいと考えております。

また、学生さんのご協力をいただきまして、現在、これもハートのまちということで、1分ほどの短い動画ですけれども、プロモーション動画も学生さん独自の力で撮影なり作成作業を進めていただいております。

こういうものをトータルいたしまして、宇治田原町がハートの形をしておりますが、形だけでなくハートのまちということもPRしていければと考えておる中で取り組んでおるものでございます。

続きまして、2番目、まちのマスコット「茶ッピー」活用事業。これにつきましても、この一連の流れで取り組んでおるものでございますけれども、まちのマスコットでございます茶ッピーを活用したいろいろグッズ、物品を作成させていただきまして、各種イベント等で配布なりさせていただいて、まちをPRしていこうというものでございます。

この75万の予算をいただきまして、これまでハンカチ、タオルですとか、マグネット、トートバッグとか、ボールペン、メモ帳、附箋紙、シールなどいろいろ作成させていただきました。これまでも夏の平和のつどいですとか、田原祭の前夜祭ですとか、全般の人権のつどいとか、そういうところまでも配布させていただきましたし、一部販売をさせていただいている部分もございますので、またご活用いただければと考えております。

3番目のふるさと納税促進事業につきましては、これも繰越事業で実施させていただいております。これまで本町がいただくふるさと納税に対しましては、お礼の品として、お茶をお返ししておったんですけれども、近年、他の市町村でも見られますように、それぞれのまちの特産品等をお礼の品としてお返しされるようなケースがふえております。本町といたしましても、本町の特産品などをお返しすることによって、お礼の気持ちと、また町のいろいろな産業とかそういうもののPR、産業振興にもつながればということで、今年度から御礼品としてのお品を公募いたしまして、一定カタログとしてまとめまして、寄附額に応じてお礼品を選んでいただけるようなシステムを構築したいということで進めてまいりました。

夏場に各企業さん等の募集を行いまして、このたび20事業者55品目の中身、御礼品の登録をいただきましたことから、12月5日から、この新たなカタログによります受け付けを開始させていただいております。

なお、今般の12月補正におきまして、これにプラスいたしまして、一定御礼品の費用の増額ですとか、ふるさとチョイスと申しまして民間のポータルサイトへのアップも予定しておりますので、そういう部分の補正予算を現在計上させていただいております。後ほど、また補正予算特別委員会におきまして、補正に関連する部分につきましてはご説明を申し上げたいと存じますが、本日は後ほど所管事項の報告の中で、この12月5日から始めておりますふるさと納税の今回職員の手によりまして完成にこぎつけましたカタログ等のご報告を申し上げたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、4番目が空き家等対策事業でございます。

これにつきましては、まず平成27年度、昨年度に、町内にどれだけの空き家があるのかということ进行调查いたしました。その結果、174戸の空き家と思われる建物を特定いたしまして、その空き家の所有者さんを今年度調査いたしまして、本町のほうからそれぞれにご案内をいたしまして、今後の空き家の利活用に対して、どのようにお考えなのかを確認している作業を今年度の事業で進めております。

先ほど申しました174戸、昨年度で調査結果として出てまいりましたが、そのうち所有者の特定できたものが156戸ございましたので、この156戸に対してアンケートをさせていただきました。

これも所管事項報告の中で、この意向調査の結果等も簡単にご説明させていただければと思うんですけれども、本年度事業といたしましては、この調査とあわせまして、年内中に空き家対策の総合的な方針と、今後、来年度以降、こういう調査、アンケート等を受けまして、本町がどのように進めていこうとするのかというような総合的な方針を今般、内部議論の末、まとめるところにいたしましたので、これも後ほど、この総合的な方針のご説明を申し上げたいと存じます。

それから、次、いきなり8となつてございます。これは、うじたわら空き家バンク構築事業ということで、これは先般の9月補正で上げさせていただきましたものでございます。順番でいきますと、一番最後の8番目に持ってくるべきところではございますが、今申し上げました4番の空き家等対策事業と密接に関連いたしますことから、その下に8番ということで、9月補正で計上させていただきました80万円分の事業を上げさせていただきます。

これはどういうものかと申しますと、先ほど申し上げました調査等を踏まえまして、空き家の活用希望をされておられる方につきましては、本町として空き家バンク制度をこしらえまして、ホームページ等でオープンにしていきたいという取り組みを9月補正でご可決いただきまして、現在そういう作業を進めております。

また、あわせまして、京都府宅地建物取引業協会さんとも協議を進めておりまして、そういう利用意向のある空き家の活用につながるような連携をしていただきたいということで、これも協会側と協議を進めておりまして、バンク制度そのものにつきましては、できるだけ早期に年明けには運用を開始できるように進めておるところでございます。

それから、このページの一番下、5番目、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業でございます。

これにつきましては、これも昨年度策定いたしました総合戦略につきまして、つくったら終わりというものではなく、今後これに基づいて各種事業を進めていくわけでございますけれども、外部の目によります進行管理等もお願いしていきたいということで、まず内部の中で、今年度の予定、また、その整理をする中で、来年度に向けた政策立案等を現在内部で協議を進めておるところでございます。予算協議と並行して進めておりますが、そういうこれまでの1年間の状況をご説明、また、その課題を踏まえまして次

年度以降どうしていくか、そういうところを外部の地域創生総合戦略推進委員会というのを設けまして議論いただく中、来年度以降の戦略の実施につなげてまいりたいと考えておるものでございます。

1ページおめくりください。4ページ目でございます。

次、6番目、集会所等整備事業補助金、今年度予算1,700万円を認めていただいておりますが、これにつきましては各11区でございます集会所の整備に対する補助制度でございます。

制度の概要は、右にございますように、基本的には2分の1を補助させていただく。なお、耐震改修に関しましては3分の2という補助率でございますけれども、基本的に2分の1とさせていただきまして、新築の場合は上限1,300万円まで、耐震改修の場合は600万円まで、それ以外は300万円までを上限といたしまして、この補助率に基づきまして補助をさせていただく制度でございます。通常、前年度の予算時期までに次年度の各区の意向、ご希望等をお伺いする中で予算要求させていただいております。

28年度予算につきましては、その前年度に各区からご要望いただいております内容を踏まえまして予算計上させていただいておりますが、28年度でご要望いただいておりますのは、南、荒木、奥山田、それぞれの会館でございます。もう既に、この3つとも改修等終わっております、補助金も交付させていただいております。

南公民館につきましては新築に対する補助、荒木公民館に関しましては基礎部分の修繕・改修に対する費用、また、奥山田会館につきましてはトイレ等の改修を行われたわけでございますが、今年度もう既に全て完了いたしております、補助をさせていただいております。

一番最後の7番目は、行政改革・行政評価推進事業でございます。

大きく行政改革、行革のほうと行政評価の2つに分かれますが、行政改革のほうにつきましては、去る9月議会の全員協議会におきまして、昨年度までの取り組み状況等をご説明、ご報告申し上げたところでございます。外部委員会等の結果も含めてご説明申し上げます。

現在、行政評価に関しまして、これまでの手作業で進めておりました主要事業に係ります部分を今般より電算システムに入れましたことから、紙ベースのデータを現在入力しております、来年度からの全事業での本格運用につなげたいということで、そうい

うデータ移行の作業を進めておるといところでございます。

企画財政課の状況は、以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） 4番、8番ですね、空き家。これも以前からいろいろと問題にしてみましたけれども、空き家の廃屋を解体すると更地になる。更地になると税金が上がる。その面もやっぱり控除するとか、それも前にも大分発言しましたけれども、空き家条例をつくるような計画は、宇治田原町ではないのか、あるのか。その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） いわゆるご質問の空き家条例と申しますのは、特に危険な空き家に対する扱いに関する条例かと思えます。全国で先進地としては、そういう条例、その対応とか手続に関する条例とかを定められておるところもあるところでございます。

そうした中、国のほうで後追的に空き家対策特別措置法ができて、そういう特定空家と言われる危険な空き家の扱いにつきましても、基本的には法律でカバーされますので、条例が必要ないという扱いもございますし、それに対して、さらに各市町村で独自の条例を設けられているところもございます。

したがって、現状では、国の法律に準拠している団体、また独自に対応をつくっておる団体があるわけでございますけれども、本町といたしましては、まず特定空家をどういふふうと考えていくかということは今般総合的な方針の中で、そういうことを具体的に定めていきたいというところをうたいましたので、今後そういう条例化するかどうかも含めまして、外部の皆さんのご意見もお伺いしながら具体的な方向性を探ってまいりたいというように考えているところでございます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。

それは、空き家バンクですね。空き家バンクは今どの程度まで進んでいるのか、その進捗をお聞きしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） まず、バンク制度そのものは、その取り扱いルールの策定と、ホームページ等上げるホームページのシステムの構築を並行して進めております。

そうした中、意向調査によりまして、数件利活用を希望されると。適当な借り主なり買い手があるならば活用していただいているよというようなご意見をいただいているところもございますので、まだ最終集計中でございますので、何件とは申し上げられませんが、複数件ということもいただいておりますので、ご了解いただいたところにつきまして、例えば写真を載せたりとか、広さとか、庭がとか、農地がついていますよとか、そういうようなことの情報も含めて空き家バンクのほうにアップしていければというように考えておまして、今現在、作業中ということでご理解賜ればと思います。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） データが出たら見せてほしいと思います。

最後に、6番、集会所の補助金ですけれども、新築で1,300万補助金が出ると。これも各地区ありがたいことやと思います。

新築、既存もそうですけれども、公民館は災害時の避難所であると。避難所であることから、やはりこれだけ補助金を出す場合に、確認申請のときに図面を行政のほうもチェックして、避難所に適しているか、適していないか。これはやっぱり補足すべきであるとか、そこら辺の指摘も入れて補助金を出すと。そういうふうにはどうかと思いますけれども、その点、考えはどうか。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 補助を出させていただく側の一般論としてお答えさせていただければと思うんですけれども、まずは新築というケースがなかなかございません。私の記憶では、最近では禅定寺であったり南さんであったりするかと思います。

そうした中で、最近、特にどことも一時避難場所としての機能、スペース、広さであったり、備蓄物資を格納するスペースであったり、例えば南でしたら消防団の方々のシャワー室までご用意いただいていると。非常にありがたいことでございます。補助をさせていただく側としては、そういうところも十分お願いする中で、対応していただけるのは非常にありがたいことでございます。

ただ、法律上は確認申請とかいう部分の規定の縛りになってまいります。そういう法以外の防災部分での設備、装備等につきましては、私どもも南におきましても、例えば、もともと図面とかも見せていただく中で進めてまいりました。

今後もそういう事例がございましたら、各区と、また防災担当と、補助金を出させていただく私どもとあわせまして、もちろん費用の制約というのはあるかと思っておりますけれども、よりよい集会所につながればと思っておりますので、ご理解いただきますよう

お願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 話はよくわかります。

ところが、南を一つ例に挙げますと、横に川がある。床が低いと。バリアフリーも大事ですけども、床が低いがために、災害時、ゲリラ豪雨とか、大災害の場合、やはり高所にすべきであったとか、床が低いために浸水してしもうた。そこへ避難所が持っていかんなんて、避難所として活用できないとか、そういうことも考えられるので、私は言うているだけであって、やはり指導ぐらいはできると思うんですけども、その点やっぱり、もう一遍ちょっと答弁お願いします。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） おっしゃるとおりかと思えます。

例えば、南の公民館を例に出させていただきますと、設計とかの議論の中に、本町からも現在、各地域地域の推進委員というのを2名体制で各地区に私どもが配置させていただいておりまして、南の公民館の建築議論の中でも、私どもは2名参画させていただきました。そういう議論にも加わらせていただいたものやと理解しております。

今後もそういう形で、職員も各地域にいろんな面で参画、議論させていただく中で、いろんな分野で連携させていただければと考えておるところでございます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 意味はわかっております。私もオブザーバーで入っていましたものでね。その2名の方が、どれだけそこで意見を発するか。それもやはり重大な問題であって、前回、南で挙げますと、そんなところでそんな意見を発するような場所ではなかったように思うんです。

やはり図面が出たとき、場所的にも川の横であったとか、山が北にあるとか、それは場所もいろいろあると思うので、これから何年かに一回は公民館がある限り建てかえは必要やと思うんですけども、ここもやはりそれは課題にすべきやと思うんですけども、もう一遍それを答弁お願いします。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） ご指摘のところは重々把握させていただきまして、今後できるだけそういうところに関与、また、ご一緒に相談させていただく中で、よりよいものができていけるように努めてまいりたいと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 以上です。終わります。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 今の6番の集会所等整備事業の関係なんですけれども、基本的には、この内容とはちょっと異なるかもしれませんが、かねがね私もちょっと思っていたことなんです、一つは、こういう歴史経過も含めて、各区自治会での集会所、公民館等の古さもありますし、いろんな形で建ってきた経過があるんでしょうけれども、ですから、大きさ、また規模がもう大分違いますし、今後の考え方をちょっとお伺いしたいし、議論経過があったのかどうか私もわかりませんので、お伺いするんです。

これは、町として、こういう設備は建てる、維持管理すると。こういうことは将来的に他の地域では多分あるはずなんです。だから、宇治田原町の場合は、今ほとんど、今も例が挙がりましたけれども、南、それから禅定寺含めて、いろんな捻出の仕方をしているだろうと思うんですけれども、使っているあり方というのは、一時避難所であったり、それから地域力を高めるために使っていたり、いろんな方面で、やはり各地域だけの問題じゃなくて町全体の問題として生きる使い方をしているはずなんです。

それを町としては地域に委ねてきたということですから、一部、全然大きさは違いますけれども、児童公園なんかもちょっとそういう方向で一昨年動かれたように思います。前はそれぞれ地区でやっていたものを町で管理するという方向で向いたはずなんですけれども、こういうことというのは論議経過も含めて将来的にどうなのかということをやっとお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（垣内秋弘） 久野村部長。

○総務部長（久野村観光） ただいまご指摘をいただいております町としての集会所の位置づけという形でございますが、今、松本委員のほうがおっしゃいましたような形で、今現在は各自治会のほうで建てられたものに対して改修なり、新築なりの助成金を補助させていただいているというのが現状でございますが、今現在、今後につきましての集会所の位置づけ、町のとるべきスタンス等については協議をさせていただいていない状況でございますので、今後の課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） ここしばらく、こういう議論はなかったんですか。それをちょっとお聞きします。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。



○企画財政課長（奥谷 明） 各地区の会館そのものを町で管理、建築というような直接のお声をいただいたことはございません。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 今、ちょっとご答弁いただきましたけれども、少しこういう長い歴史経過、それから至近な時期にこうやって新築されたような経過があるときだけに難しいかもしれませんけれども、一度ご検討いただきたいなというふうに思いまして、それから他の市町村の事例も参考に、ちょっと調べていただきたいなというふうに思います。

それともう一点、2番の茶ッピーの関係なんですけれども、私もいろんな地区、また地域のことで使わせていただいた経過があるんですが、今、茶ッピー自体は1体ですね。

実は、この茶ッピーを使ったらようわかるんですけれども、臭いんですよ、夏場なんかになりますと。それともう一つは、使おうとすると、かぶっていたりやっぱりするもので、1体ですと、ちょっと厳しい面があって、非常に子どもたちに人気がありますので、せっかくここまできているんですから、もう少しきれいな状態で貸し出しできるように、ぜひそういうこともやっぱり考えてほしいなというふうに思います。非常にいいにおいがします。そういうのはどうですか。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） ご利用いただく際には、職員だけではなくて、いろいろな住民の方々もご利用いただいているものでございます。現状1体しかございませんが、その維持なり、複数持つことも含めまして、できるだけ配慮させていただけるように今後検討してまいりたいと考えております。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんので、これにて企画財政課所管についての質疑を終了いたします。

続いて、税住民課所管について、当局の説明を求めます。長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） それでは、税住民課に係ります事業執行状況についてご説明させていただきます。

資料の5ページをごらんください。

固定資産税評価整備事業は、平成30年度の固定資産評価替えに向けまして、固定資産評価に係る適正な課税客体の把握を目指すとともに、公的土地評価について適正で均

衡のとれた価格を算定する資料を整備するものでございます。

事業執行状況につきましては、10月中旬から街路調査、路線区分の見直しを行っているとともに、10月下旬に不動産鑑定士協会に本鑑定、鑑定評価業務を依頼しております。

次期以降、引き続き協議、見直しを行うとともに、固定資産鑑定評価委員会を開催する予定になっております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて税住民課所管についての質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第3四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

次に、日程第3、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、総務課所管の生活道路等における交通安全対策について説明を求めます。清水課長。

○総務課長（清水 清） それでは、A4、1枚物の生活道路等における交通安全対策についてというペーパーのほうを見ていただきたいと存じます。

生活道路等における交通安全対策につきまして、ご報告をいたします。

まず、今までの経過でございますが、町道郷之口鷲峰線・郷之口湯屋谷線、場所といたしましては贄田船戸から大道寺の宮の前橋までの区間でございますけれども、こちらの安全対策といたしまして、郷之口、荒木、立川の3区長さんから町へ、30キロの速度規制の導入要望が提出されたところでございます。

要望内容といたしましては、地元住民の交通安全対策のため、速度規制30キロ規制の導入を要望するとの内容でございました。

この要望を受けまして、町から京都府公安委員会宛てに要望書を提出したところでございます。

要望に対し、京都府警本部規制課のほうから、この道路について30キロ規制を実施するには、路面標示のほかにも物理的にも道路幅員を狭める施工が必要との回答をいただいたところでございます。

その後、立川区で、ことしの6月25日でございますが、役員会を開催いただきまし

て、協議をしていただいたところでございます。

また、郷之口、荒木、立川の沿線3区長さんで話し合いも持っていただいた結果、町宛てに改めて要望書を提出されたところでございます。

要望の内容といたしましては、速度規制30キロの導入要望をしましたが、工作物の設置が必須条件との回答を受け、再度地元で協議を行った結果、生活道路として地元住民に多大な支障を来すこととなることから、速度規制30キロ規制は、困難と判断しました。つきましては、工作物等を設置することなく、安全対策・減速対策を講じていただきたいとの内容でございました。

改めて3区長連名で要望書の提出があったことから、10月の総務建設常任委員会で説明をさせていただいたところでございます。

その後、立川区の役員さん8名と役場職員3名で今後の生活道路の安全対策につきまして協議を行ったところでございます。

今後につきましては、12月5日の立川区役員さんとの協議も踏まえまして、沿線区民の要望を十分尊重する中で、地元区と路面標示の場所でありますとか箇所数、また実施内容等につきまして協議を重ねる中で、安全対策についての方策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、町といたしましても、既に、この路線につきましては看板等多数設置をしているところでございますけれども、ドライバーの視覚に訴えるような看板等の設置もあわせて実施していきたいと考えておるところでございます。

こちらにつきましては、以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 要望書が9月21日に出されたということなんですけれども、この内容でもってして、例えば総務のほうでお考えになっている内容でもってして、何か非常にインパクトのない、一応、安全対策を要望した地区にとってはそうでしょうし、それから、実際、現実問題として、昔の亀岡での事故だとか、これは人為的な部分もあったりしますので、そういう状況からして防ぎ切れない問題も中にはあるのかもしれませんが、今の現状の、この前もそうですね。それから、今出ている贅田から大道寺へ抜けて工業団地に入るところもそうなんですけれども、普通、状況からして考えられんほどスピードも出したり、交通量も多かったりということがありますので、こうい

う要望の内容だけである程度安全が図られるかということ、非常に難しいような気がするんです。

きのう、おとついでですかね、警察がちょうど役場の駐車場を違反者、あれはシートベルトですか、シートベルトと違いましたか。

(「シートベルトです」と呼ぶ者あり)

○副委員長(松本健治) 何台か入っているのを、ちょうど子どもの登校時で私も見たんですけども、非常にやっぱりインパクトがあるんですね。警察がたまに立つだけで、ころっと変わっている雰囲気があるんですけども、こういう要望書を出した、どう対応しますよというだけでは、これは以前からやっている内容と変わらんという気がするんです。だから、もうちょっと本腰を入れてもらわんと実際に安全は保たれんという気はするんですけども、その辺はどうですか。

○委員長(垣内秋弘) 清水課長。

○総務課長(清水 清) ご答弁申し上げます。

本町といたしましても、事故が起こってからでは遅いということも再三お聞きをしているところでございます。ただ、私も含めですけども、地元で生活道路として利用されている方の思いも十分尊重しなければならないということで、この間、6月25日以前にも一度、立川区の役員さんだけでお話し合いをいただいたりということで、何度かそういう協議を重ねていただいているところでございまして、ここに書いております12月5日につきましては、垣内委員長さんも役員さんと同席していただく中で協議を進めさせていただきました。

松本副委員長さんからは、ちょっとインパクトに欠けるというご指摘をいただいておりますけれども、沿線区民さんの思いとしては、何もしないというのではなくて、まずはそういった道路標示なりをしてほしいというのが沿線区民さんの願いというふうに町のほうは受け取っておるところでございます。

そういったこともございまして、まずは道路標示をさせていただきまして、先ほど言いましたように効果的な看板をつけるといったこともあわせて実行していきながら、さらに、まだ今後、協議をしながら、できる限りのことをして今後の安全対策につなげていけたらなという考えでおるところでございます。以上でございます。

○委員長(垣内秋弘) 松本副委員長。

○副委員長(松本健治) 非常に難しいところであることは、私も区長をしていましたから、ようわかりますけれども、やはり一番大事なことは何かというと安全なんですよ。

住民も非常に意思が分かれるんです。この道を例えば一方通行にしたほうがよいという場合に、住んでいる場所によって大分相反するようなことが出てたりするんです。これが現状なんです。

ただ、痛みも多少そういう部分も超えて、やっぱり安全を中心に考えなあかんときは考えなあかんのですよ。だから、その辺はやっぱり地域の皆さんとも協議をしながら、もう少しね。無難なこういう取り組みを交通安全対策ということでやっても余り効果がない。

だから、ちょっとその辺はもう少し議論をされてやったほうがいいんじゃないですか。と思いますけどね。それはちょっと今後、意見として申し上げておきますけれども。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） これも私は前から言っているように、この道は支線であって国道でも何でもない道です。ということは、いつも通る車は不特定多数ではなくて、ほとんどが工業団地関係者のみ。

ですから、やはり工業団地と密に連携とって、一時警告した時点では減ったようにも聞いています。私もこれは、その当時の地域の議員さんと警察にも行って、大和王子、四條畷、あそこの狭小区間も見てきました。

狭小区間にしてスピード制限するとか、いろんな路側帯何とかいうあれを置くとかいうと、住民もやはりそれは困ると。そんな話もやっぱり聞いていますので、これは解決方法としては、やはり通る車が決まっていたら、その地域の人と団地組合が連携をとって、それで抑えたら解決するはずやと思うんです。もっとそれを積極的にやったらどうですか。今までもやってはるけれども、もっと積極的に。

やはり企業というようなものは、経営者が命令出せば、準じてその人は聞くと思うんですよ。1日にあそこを通るのは、めったに500台は通らへんと思うんですけれども、通勤に。307が渋滞しても、やっぱり通っている人がほとんどやからね。一部の人だけがあそこを、時間的におくれるのか、それはわかりませんが、通っているだけで、その人に注意すれば、これは解決するんです。そこら辺をもうちょっと積極的にやったらどうですか。まあ、一応答弁ください。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） この間、立川区の役員さんから工業団地管理組合にも要望なりをしていただいて、看板等の設置もあわせてしていただいているところでございます。

以前にも、工業団地にお勤めの方の車にステッカーを張って、工業団地に勤めておられる方ということが判別できるような形で、ご努力もしていただいているところでございますけれども、副議長が今おっしゃっていただきましたように、さらに強力的に、生活道路でもあるということから、声を上げていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） それはお願いしておきます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これにて総務課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、企画財政課所管のふるさと納税促進事業の実施状況について説明を求めます。  
奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 続きまして、私のほうから、ふるさと納税促進事業の実施状況についてということで、配付させていただいております資料といたしましては、3枚それぞれの独立したものと、パンフレット、カタログが一式あるかと思います。

先ほども申しあげましたけれども、このたび職員の手によりまして、ふるさと納税のお礼品としてお返しする一覧と申しますか、カタログができ上がりましたもので、ご報告を申し上げたいと考えておりますが、まず、これまでの経過を含めまして本町のふるさと納税の考え方というのをもう一度申し述べさせていただきたいと思っております。

1枚目をごらんいただきたいと思っております。

現状なり、基本方針、本町の考え方でございますけれども、そもそもふるさと納税と申しますのは、寄附を受けた自治体が地域の活性化のために活用するものでございまして、この寄附金というのは、経済的利益の無償の供与ということとされておりますことから、過剰な返礼品の送付は控えるべきということで、国のほうからも通知されております。

しかしながら、返礼品として送付させていただきます特産品は、本町を全国にPRするための有効な手段の一つであるというように考えますことから、本町といたしましても、こういう御礼品を活用いたしまして、本町、また町内産業の発展に結びつくようにという考えのもと、実施させていただこうというものでございます。

そういたしましたことから、先ほど申しあげましたように昨年度の補正予算におきま

してご可決いただきましたけれども、広く町内の企業、事業所さんにお声をかけさせていただきまして、本町としての返礼品の募集をまずこの8月から9月にかけて公募を行わせていただきました。それをまとめたものが、このお返しギフトという形でまとめさせていただいたものでございまして、この12月5日から募集させていただいております。

内容といたしましては、20事業者さんから55品目の登録をいただきました。もちろん、お茶のまちでございまして、お茶の返礼品がかなり多くございますけれども、その中でも特にこだわったものでありますとか、また、物だけではなく、体験的な、そういう産品も応募いただくことができました。

なお、本町の返礼品の考え方でございますけれども、先ほども申し上げましたように、過度な返礼割合のものは避けることと、例えば金券とか換金性の高いもの、そういうものもできるだけ避けるようにというような通知もございまして、本町としては原則として送料も含んで5割程度のお返しをしたいというように考えたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、カラーの1枚物をごらんいただきたいと思います。

本町におけるふるさと納税の返礼品の考え方をご説明申し上げたいと存じます。

例でございまして、例えば2万円のふるさと納税を本町にいただいた場合、先ほども申し上げましたように、5割、半分相当の特産品をお返ししようというように考えているところでございます。

したがって、例えば2万円いただきますと1万円相当のものをお返しすると。お返しいただいた事業者さんには、本町のほうから、本来ですと1万円相当のお支払いをするところなんですけれども、実際には1万円の物をお返しするんですけれども、お願いする事業者さんに町からは8,000円だけをお支払いさせていただきまして、残りの2,000円分につきましては事業者さんにご負担いただくと。そのかわり、その会社さんのチラシなり独自のパンフ等も入れていただくなりをしていただくことによって、その事業者さんのPRも兼ねていただくということが可能とすることによって、半分の返礼品けれども、町としてご負担させていただくのはそのうちの8割分ですよという形にスタイルをさせていただこうかというように考えております。

2番目に、この送付の流れでございまして、まず、ふるさと納税いただく方が、宇治田原町のほうにどれだけ寄附するよ、逆に返礼品はこういうものを希望するよということになりますと、私どもが参加事業者さんにその旨、Aさんという方にこの商

品を送ってくださいということで連絡いたします。期間等の調整もいたしました後に、参加事業者さんから納税者のほうにお送りいただいて、月単位で参加事業者さんのほうから町のほうに送った費用、商品相当の分の請求をいただきまして、本町としては参加事業者さんのほうにお支払いするというような流れでございます。

ちなみに、パンフレットをごらんいただきましたら、先ほども申し上げましたが、これは全て町職員の手づくりで、写真撮影からレイアウト構成まで全て職員のプロジェクトチーム等を活用してつくったものでございます。

今後も状況によりましたら、またふえていくことも予想されますが、現状こういう形でスタートをさせていただきまして、今般の補正予算でも上げさせていただいておりますが、今後は、ふるさとチョイスと申しまして、民間のポータルサイト、イメージとしては、例えばネットショッピングというようなイメージをお持ちいただければわかりやすいかと思っておりますけれども、ふるさと納税の特別のサイトがございますので、そこで、例えば宇治田原町とか、お茶とか、そういう検索をしていただくと、こういうようなものを選んでいただいて、行く行くはカード決済もできるようなところまで進めていきたいと考えておるところでございます。現状、こういうカタログが完成いたしまして、募集を始めたということで、ご報告をさせていただきたいと存じます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 今、こういうパンフレットも職員の手づくりということで発信をし出したところですが、12月5日からということですね、これをやり出したのが。

ただ、その後、反応といたしますか、何か出ているのかどうか。どういう状況になっているのか、その辺をちょっとお伺いしたいなと思います。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 正確な数値は持ち合わせておらないんですけれども、昨日、担当にも確認いたしましたところ、現在10件程度の申し込みをいただいております。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 全体で10件ぐらいということですね。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） そうでございます。10名という言い方をしたほうがよか



ったかもしれませんが。中には1万円の方もおられれば、2万円の方もおられますけれども、人数として約10名程度、現在、現時点でいただいております。

○委員長（垣内秋弘） よろしいか。

○副委員長（松本健治） はい、結構です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて質疑を終了いたします。

次に、宇治田原町空家等の対策・活用に向けた総合的な方針の策定について説明を求めます。矢野課長補佐。

○企画財政課課長補佐（矢野里志） そうしましたら、私のほうから宇治田原町空家等の対策・活用に向けた総合的な方針の策定についてご説明をさせていただきます。

A4の1枚物の紙と、あと総合的な方針ということでホッチキスどめした冊子のほうを用意させていただいております。

まず、概要のほうを説明させていただきます。

本町における今後の空家等への対策に係る基本的な考え方、取り組みの方向性、スケジュール等を定める方針としまして、別添にあります空家等の対策・活用に向けた総合的な方針を今回策定いたしました。

この方針につきましては、国のほうで空家等対策の推進に関する特別措置法というのが平成26年にできまして、その基本的な考え方に基づきまして、昨年度、空家等実態調査、また今年度、所有者等意向調査、それらの取り組みをもとに、庁内の各担当から成ります空家等対策・検討委員会等での協議も踏まえまして、本町独自で検討を進めてきました。

今後、この方針に基づきまして、平成29年度以降の空家等の対策・活用を進めていくこととしまして、この方針を策定しております。

方針の概要としまして、5つ掲げさせていただいております。

まず、1点目ですけれども、宇治田原町空家等の対策・活用に向けた総合的な方針の位置づけということで、そこには、国及び本町における空き家対策の経緯ですとか、法に基づく空家等対策計画の策定や適切な空き家等の対策と活用につなげる方針の位置づけのほか、空家等の定義を定めております。

2つ目、アンケート等による本町の空家等の現状と課題ということで、平成27年度に実施をしました空家等実態調査の調査結果、また、今年度を実施しております空家

等所有者意向調査の調査結果をもとに、現状と課題、また今後の施策展開に向けたニーズを分析しております。

3番目としましては、空家等の対策ということで、空家等対策に係る基本的な考え方、4つの取り組みにつきまして記載をしております、その内容ごとの取り組み等を示しております

4番目、検討・推進体制ということで、今後、本庁が行います空き家等への対策につきまして、法が定める外部組織の設置とその協議事項について掲げさせていただいております。

5点目につきましては、上記の1から4の内容を踏まえました今後の対策に当たってのスケジュールを掲げさせていただいております。

2番目、その他としまして、本方針の公表につきましては、町議会への報告後、うじたわら空き家バンクの開始とあわせて町のホームページ上で行う予定をしております。

続きまして、方針の具体的な説明をさせていただきます。

まず、1ページからになります。

方針の概要で申しました、まず1点目ですけれども、宇治田原町空家等の対策・活用に向けた総合的な方針の位置づけということで、まず1点目に国における動向というのを掲げさせていただいております。

既存建築物の老朽化等により、居住の用に供されない住宅等が年々増加しており、その管理が全国的に問題になっておりまして、これらのことから、国のほうでは平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法というのが成立・公布をしました。

27年5月には、放置すれば倒壊等の著しく保安上危険となるおそれがある特定空家というものを定義づけしまして、この空き家に関する特別措置法が完全施行されております。

一方、法律におきましては、空き家等の対策につきましては、第一義的には当該空き家所有者が責任を負うこととしておりますが、住民に最も近い立場にある市町村が空き家等に関する必要な措置を講ずる責務というのを課しております。また、空き家等に関する対策について計画を策定することが法律のほうで定められております。

2番目、本町における空家等の経緯としましてですが、本町においては、平成27年3月以降に人口減少対策と地域創成のための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を進める中で、空き家対策を移住・定住の柱の一つに捉えて、次のような取り組みを行ってきましたということで、めくっていただきまして、2ページ目、参考イメージの

ところになります。

先ほど説明をさせていただきましたが、27年度に空家等実態調査ということで自治会情報、水道情報等に基づく現地調査322件を実施しまして、その中から空き家の候補ということで174戸の空き家候補をピックアップしております。ちなみに空き家率につきましては4.7%というような数字でございました。

これらの実態調査をもとに、本年度、28年度につきましては、平成28年8月下旬から9月中旬にかけて、空家等所有者意向調査というのを156戸を対象に実施しております。

これらの結果を受けまして、空き家バンク制度の構築ですとか空き家対策の活用検討に今後つなげていくということで、これが本町における取り組みの経緯になります。

続きまして、3ページ目になりますが、本方針の位置づけということで、空家等対策計画を市町村のほうで任意に策定できることになるんですけども、その内容につきましては、平成27年度に実施しました調査結果、また本年度の所有者意向調査等の情報に基づきまして、法で書かれております対策計画の内容のほか、今後のスケジュール等の骨子等の基本的な方向性を示しているのが、本方針の位置づけという形になります。

続きまして、4ページ目になります。

空家等の定義についてですが、これにつきましては、いわゆる空家と特定空家という国のほうで定められております法律に基づいて定義のほうを定義づけしております。

なお、この定義につきましては、今後の検討状況によって見直す可能性を持っております。

続きまして、5ページ目です。

柱の2本目、アンケート等により本町の空家等の現状と課題ということで、まず1番目、空家等実態調査の結果ですが、これにつきましては、自治会へのアンケート、また水道情報等により対象候補の建物を特定し、現地調査を実施しております。

現地調査に基づきまして、174戸を空家候補として判定しております。判定の結果、比較的状況のいい空き家が163戸、状況が悪い空き家が11戸ということで、一応この11戸がいわゆる特定空家の候補となるものでございます。

続きまして、2番の所有者意向調査でございます。

実施時期につきましては平成28年8月から9月、156戸を対象に実施をしております。内容につきましては、固定資産台帳により所有者を特定いたしましてアンケート調査を実施しております。

続きまして、6 ページ目になります。

調査項目としましては、空家等の利用状況等についてということで、それ以外のもの  
で15個の設問を設けております。

調査結果につきましてですが、平成28年10月現在でアンケートの回収率が  
63.5%というような状況でございます。

主な項目の傾向としまして、1番目、住宅の利用状況についてですが、平成25年以  
前が22件、昭和46年から55年が19件ということで、昭和55年以前の建物につ  
いての空き家が半数を占めているような状況でございます。

また、利用状況についてですが、「週末や特定の季節・目的などで使用する住宅」が  
25件で29.4%、「特に利用していない」が19件、22.4%と多数を占めてお  
ります。

また、住宅が日常に住んでいない空き家となった経緯につきましてですけれども、一  
番多いのが居住者が死亡したためということで33件、回答者の42.3%、また次い  
で、居住者が別の住所へ転居したためということで、その件数が16件、回答者の  
20.5%の回答がありました。

続きまして、3番目、現在の住宅の維持・管理状況についてですけれども、空き家  
について、月に1回から数回維持管理をしているというのが28件で35.9%、週に  
1から数回が19件、24.4%ということで、回答の中で多数を占めております。

今後の住宅の活用についてですが、5年以内の利用の希望についてですけれども、  
「週末や特定の季節・目的などで使用したい」というのが21件で25.6%と最も多  
い回答でありました。

また、所有者以外の他者による利活用の希望としましては、「売却したい」というの  
が11件で13.4%、「借家として賃貸したい」というのが9件で11%というふう  
な形になっています。

アンケートの中で、町への要望も伺っております。町への要望につきましては、「売  
却・賃貸する場合の相手先の情報が欲しい」というのが19件、24.4%、また「情  
報やアドバイスが欲しい」というのが18件、23.1%と、要望が多かったところ  
であります。

最後に、空家バンク制度について、登録の希望を問う質問があったんですが、それ  
につきまして、「今すぐ登録を希望する」という件数が8件で10.3%、また「今後、  
登録の検討をしたい」というのが10件、12.8%の空家バンクへの興味というの

あったような状況でございます。

続きまして、8ページ目になります。

空家等の対策ということで、基本的な考え方、取り組みの方向性、取り組みの骨子ということで、掲げさせていただいております。

基本的な考え方につきましては、平成27年度に策定をしましたまちづくり総合計画と創生総合戦略、双方に掲げる移住・定住施策の大きな柱として取り組んでいきたいというふうに考えております。

取り組みの方向性が4つ、そちらに掲げさせていただいております。

まず1点目が、所有者等による空き家等の適切な管理の促進に向けた方向性。これにつきましては、一旦空き家となった後の活用の困難さというのが社会的要因にあることから、所有者等への行政からの一定の働きかけなり情報提供、また所有者等への空き家等の適切な管理の促進のための対策というのをこちらで進めていきたいというふうに思います。

2番目、空家等の活用を促進する措置の構築に向けた方向性ということで、9月補正で、うじたわら空き家バンクの制度を構築する予算を計上させていただいて、可決をいただいたところですが、先ほどの話にもありましたように町のホームページ上でその情報を公開するというふうなことを予定しております。

民間事業等と協力をしまして、空き家情報のコーディネートを行う仕組みづくりを進めていきたいというふうに思います。

また、所有者または移住者が空き家等を改修する場合の補助とか行政支援というのをアンケートの中では求められているということがありますので、本町では、今後、空き家等の活用を促進する措置の構築、方向性のほうをここで進めていきたいというふうに思います。

3番目、特定空家に対する措置のルール化に向けた方向性ということで、空き家の候補が174件、先ほどあるということで説明をさせていただきましたが、その中で特定空家の候補となるものが11件確認をされております。この部分につきましてはですけども、今後、この特定空家の措置に対するルール化というのを方針の中で定めていきたいというふうに思います。

4番目、空家等に係る相談体制の充実に向けた方向性ということで、現在でも役場の窓口のほうに町外の方から空き家の情報でありますとか、空き家所有者の方からどうしたらいいやというような活用の方法とか支援等の相談もちょっと増加をしているような

状況であります。

本町では、うじたわら空き家バンクの制度の構築の中で、民間事業者と連携をして移住・定住希望者等のコーディネートを行う仕組みづくりを進めておりますが、民間事業者の専門的なノウハウを活用した情報発信、相談機能を拡充していきたいというふうに思います。

続きまして、11ページ目です。検討・推進体制についてです。

検討・推進体制につきましては、協議会の設置を予定しております。平成29年度に予定しております空家等対策計画の策定を外部組織を設置し進めていきたいというふうに思います。

また、あわせまして、平成28年度から引き続きまして庁内の担当課から成る空家対策・活用検討会を引き続いて設置しまして、外部組織と連携して協議を進めていきたいというふうに思います。

協議会における協議事項についてですが、先ほど言いました4つの方向性の内容の具体化を図っていくとともに、特定空家等の認定ですとか特定空家の認定基準についても今後検討をしていきたいというふうに思います。

続きまして、12ページ目、スケジュールについてです。

これまでありました1から4の内容を踏まえまして、28年度、29年度のスケジュールということで、29年度のところですと、協議会の設置ですとか、空家等対策計画の策定、また特定空家に対するルールに向けた検討、また移住者に対する奨励金等の支援の検討。また、空家等の行政目的の利活用に向けた検討、また宅建業界との相談体制の構築というのを今後のスケジュールとして予定をさせていただいております。

6番目、その他としましてですが、京都府との連携ということで、京都府からの情報提供ですとか技術的な助言、また京都府とも連携を密にして空き家対策に取り組んでいきたいと。また、民間事業者との連携ということで、先ほども申しましたように、空き家の売買とか賃貸につきましては、町の持つ情報だけはちょっと対応が難しい。また、行政機関では住宅等売買のあっせんができないというものがありますので、不動産業界団体のほうと連携をして、空き家等の対策に取り組んでいきたいというふうに思います。

以上で、空家等の対策・活用に向けた総合的な方針の報告にかえさせていただきます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） この大事な書類をきょうここに配付してあってんけれども、これは前日までに配付でけへんかったんかな。きょうしかでけへんかったの。

いつも言うているように事前配付してくれたら、目を通しておいたら、もうみんなわかった。今もうて説明したかって、質問でけへん、こんなもん。

かねがねいつでもそう言うてあったと思うねんけれども、どんな場合でも書類があったら事前配付してやと。

○委員長（垣内秋弘） ちょっと暫時休憩します。

休 憩 午前11時49分

再 開 午前11時51分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。久野村部長。

○総務部長（久野村観光） 失礼いたします。

今、谷口副議長のほうからご指摘を受けた件でございますが、従前につきましては、ペーパーの部数の多いもの等につきまして、事前配付できる時間的なものがある場合はさせていただいておったということでございますので、今後、町側のほうも気をつけさせていただきまして、できるだけ事前配付できるものは事前配付させていただいて、事前に目を通していただくという形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑のある方。松本副委員長。

○副委員長（松本健治） すみません。この空き家の状況で、各地区別というのはオープンにされないんですか。これに載っているんですか。

○委員長（垣内秋弘） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午前11時54分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 先ほどのお問い合わせの件でございますが、これにつきましても以前の所管委員会でご指摘いただきまして、その場でコピーしてお配りしたものでございます。本日、また新しい議員の方々もいらっしゃいますので、先般お配りしたものを再度配付申し上げたいと存じます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 私はまだもうてないからわからんけれども、これは散らばっているんですか。特定なところに偏っているのか、それとも、もう全町的に広がっている

のか。その辺はどうなんですか。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 全町的に散らばっております。ただ、もともとの住居が多いところ、少ないところがございますが、全地区におきまして一定の空き家候補があるということがございます。

○委員長（垣内秋弘） よろしいか。松本副委員長。

○副委員長（松本健治） ちょっと別の件なんですけれども、この中でバンクに登録の希望をとってはりますね。ちょっと感じとして、バンク登録が、例えば今すぐというのが10.3%、8件、それから今後登録したいというのが10件で12.8%、23%ぐらいが登録したい。ということは、それ以外の方というのは。ちょっと僕の場合は少ないと思うんですよ、この登録したい、すぐしたいというのは。これは何でこんなになったんですか。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） はっきりとした理由をつかんでいるわけではございませんが、アンケートの概要を見ておきますと、やはり空き家なんだけれども、例えば月1は帰っているとか、もっと結構あいているんだけれども、例えばお仏壇があるとか、先祖由来のものがあるということで、何とかしたいんだけれども、他の方にとるところまではなかなか踏み込めないという方も結構いらっしゃるようになっております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） わかりました。

○委員長（垣内秋弘） よろしいか。

○副委員長（松本健治） はい。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これにて企画財政課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告につきましては終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時57分



再 開 午後 1時30分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業部所管分に係る事項についてを進めます。会議は、お手元に配付しております会議日程により、進めさせていただきます。

まず、管理職の紹介をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、職員が入れかわりましたので、かわりました職員のみ  
の紹介をさせていただきます。私の左隣から順に紹介をさせていただきます。

野田建設事業部長でございます。

○建設事業部長（野田泰生） よろしくをお願いいたします。

○副町長（田中雅和） それから、垣内建設環境課長でございます。

○建設環境課長（垣内清文） 垣内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（田中雅和） 山下プロジェクト推進課長でございます。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 山下でございます。どうぞよろしくお願いいた  
します。

○副町長（田中雅和） 後列に参りまして、木原産業観光課長でございます。

○産業観光課長（木原浩一） 木原でございます。よろしくお願いいたします。

○副町長（田中雅和） 富田産業観光課課長補佐でございます。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 富田でございます。よろしくお願いいたします。

○副町長（田中雅和） 下岡上下水道課長でございます。

○上下水道課長（下岡浩喜） 下岡でございます。よろしくお願いいたします。

○副町長（田中雅和） 市川建設環境課課長補佐でございます。

○建設環境課課長補佐（市川博己） 市川でございます。よろしくお願ひします。

○副町長（田中雅和） 谷出プロジェクト推進課課長補佐でございます。

○プロジェクト推進課課長補佐（谷出 智） 谷出でございます。よろしくお願いいた  
します。

○副町長（田中雅和） 以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

これより議事に入ります。

日程第4、付託議案審査について。

議案第59号、宇治田原町農業委員会の委員等の定数に関する条例を制定するについ  
てを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第59号について説明を申し上げます。

議案第59号、宇治田原町農業委員会の委員等の定数に関する条例を制定するにつきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う農業委員会制度の見直しに対応するため、本条例を制定するものでございます。

改正内容は、農業委員の定数基準が変更となり、農地利用最適化推進委員が新設されるため、本町における農業委員及び農地利用最適化推進員の各定数を定めるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、木原課長のほうから説明申し上げます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 失礼いたします。

宇治田原町農業委員会の委員等の定数に関する条例の概要についてということで説明をさせていただきます。

条例の制定の趣旨といたしまして、平成27年の農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の定数の上限基準が変更され、また、農地利用最適化推進委員が新設されたことを受け、それぞれの定数を条例で定めるものでございます。

同条例を制定するに伴いまして、従前の定数条例を廃止いたします。

農業委員会に関する法律の改正は、3本柱で改正されます。

柱の1つといたしましては、業務の重点化ということで、農業委員会の事務の重点は農地利用の最適化ということで、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、その推進であることが明確化されました。

柱②といたしまして、農業委員の選出方法の定数の変更ということで、地域の担い手が透明なプロセスを経て就任するため、従来の選挙と選任を併用した選出から、推薦・公募による応募を経て、町議会のご同意を得て町長が任命するという一本化に変更されました。また、機動的な対応を可能とするため、定数を現行の半分の方にとということで、今現在まで23名おられましたが、今回14名ということでお願いしたいということでございます。

柱③といたしましては、農地利用最適化推進委員の新設でございます。農業委員の機能を委員会として決定行為に特化させ、地域での活動は農地利用最適化推進委員を新設することで対応させることとし、それぞれを的確に機能させることといたしました。本

条例（案）に定める定数は9名でございます。これは、法に定める上限の最高値としております。

参考といたしまして、今後の選出方法及び日程ということで、農業委員の場合ですが、29年3月から町が推薦・公募を実施いたします。次に、29年4月に推薦・公募の情報を整理し、公表いたします。5月に、推薦・公募の結果を尊重し、選任議案を作成いたしまして、町長が選任議案を町議会のほうへ提出していただきまして、ご同意をいただきたいと思っております。その後、ご同意いただいたら任命をさせていただくということになります。

そして、もう一つの農地利用最適化推進委員の場合でございますが、これにつきましては、3月に農業委員会事務局のほうで地域ごとに推薦を公募いたします。それと農業委員会事務局のほうで推薦・公募の情報を整理し、公表いたします。そして、7月、8月、同時期になるとは思うんですが、推薦・公募の結果を尊重し、委嘱者を決定いたします。これは、農業委員会が委嘱するということになります。

説明としては、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） これは、柱の2番、3番は別に分けたとして、農業委員は14人、従前は23人。業務の重点化で、集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進といろいろ書いてはありますが、14人になって、今までやったら区推薦でしたか、各地域から出たやつが、これが14人になると、各地域からは飛びますね。それで、その土地を全部一人の農業委員が把握できるのか。今まで以上に推進できるのか。それは、当局はどう思っていますか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 今現在、23名の農業委員さんがご就任いただいております中で、農業委員さんの業務の中では、農地法に定められた許認可の審議、それはもう必須業務としてありました。担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消というのが、今現在では任意業務として行っていております。

今後、これを改正されたときには、農地最適化推進委員さんと同じように、先ほど委員が申し上げていただきましたように、農地の最適化、担い手への集積とか集約化、耕作放棄地の防止・解消、新規参入の促進というのが必須業務のほうに移っていきますので、人員のほうは合計23名ということでお願いするところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） もう一つわからへんのやけれど、柱③の推進委員 9 人ですね。この人は行動部隊ですね。この 9 人がどれだけの範囲と権限で仕事をなされるものか。これをもうちよっと詳しく説明してもらえますか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 農業委員さんは今現在 2 3 名おられる中で、今回変わったとして 9 名の方は、いろんな審議には参加しないというような立場で、地域を見渡していただいて、その中で、農地の耕作放棄地が出んように、貸し借りの仲人的なこととか、そのようなことをしていただく予定でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） もちろんこれから休耕もなくなって仕事は減ると思うんですけども、これは 9 人で宇治田原町全体の現場を把握していけるものですか。いけるから 9 人にしてはると思うんですけども。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 9 人と申しますのは、法律で定まっております、農業委員会等に関する法律施行令の 8 条で、農地面積 1 0 0 ヘクタールに 1 人ということで決まっております、宇治田原町は約 9 0 0 ヘクタールございますので、9 名の最高のマックスの方々をお願いしております。

数字のほうですが、農地台帳面積 9 3 3 ヘクタールございます。実質のところ繰り上げて 1 0 人となるころなんですが、近い数字ということで 9 名を。

すみません、最大 1 0 人の農地利用最適化推進委員を設置可能ということにはなるんです、今 9 名となっておりますが。9 3 3 ヘクタールの中には、山林及び再生利用が困難な農地も含まれておりますが、そのような農地は同委員の業務範囲外であることから、あえて端数を切り下げて 9 名ということにしております。

その 9 名と、あとの 1 4 名の農業委員さんも、先ほども申しましたように今まで任意業務であったやつを必須業務ということになるので、最適化推進委員さんと同じような仕事をしてもらわんなんことが、今までの農業委員さんとちょっと仕事が変わるところでございます。

ですから、2 3 名の最適化推進委員さんがあるようになって、そこにあと 1 4 人の方は、いろんな審議をしてもらう農業委員さんがおられると。別のものなんですけど、同じような仕事をしてもらわんなんことがふえております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） それはそれで結構です。ということは、この23人は今までの地域で、農業委員さんのいない地域で推進委員、推進委員のいないところでは農業委員。23地域は今までと同じところでは出るわけやね、結局は。重複して、同じ場所で農業委員さんがおって推進委員もいるようなことはないわけやね。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 今まででしたら郷之口と高尾を一つにしたり、地域的に大きくない場所があれば一つにしたりしていたので、地域的には回れる人数に持ってきているところがございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） いや、私が聞いているのは、従前23人おって、次も農業委員さんは14人、推進委員は9人、合計23人やと。従前の23人のところに配置しはるんねんねんということを聞いているわけや。仮に、南やったら今4人かな、例を挙げたら。その中で、農業委員さんが3人やったら推進委員さんは1人入って4人になるねんやろうということを聞いているんや。今23人のところへ結局全部合計合わせたら23人配置しはるのやろうと聞いているねん。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 先ほどもちょっと申しましたが、農業委員さんは町長の任命ということで、適正化推進委員さんのほうは農業委員会からの任命ということになるので、場所的にはそれで分けてもらうように最終はしていく予定でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 結論は町長任命と、それはわかっているけれども、農業委員会から委嘱もわかっているけれども、最終的には今現在23人配置しているところへ合計23人が入っていくわけやろうと聞いているねん。

○委員長（垣内秋弘） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 現在は、案の段階ではございますけれども、基本的には推進委員9名ということで、この9名につきましては、地区を従前から現在もう9ブロックに分かれている状況でありますので、とりあえず推進委員さん1人については1地区ごとに9名を配置する予定であります。

ですので、現状も農業委員さんという職でのブロックとしては、もともと9ブロックありましたので、そこに重複して複数名おられる地区とか1名の地区もございましたけ

れども、それを基本的には今回は推進委員としまして各地区に必ず1名は配置したいと考えておりました、そこにあと農業委員さんのほうが補って、補助するような形で体制はとれるのではないかと考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） よろしいですか。ほかに何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 議案第59号、宇治田原町農業委員会の委員等の定数に関する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第59号、宇治田原町農業委員会の委員等の定数に関する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号及び議案第65号、土地の取得についての議決の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第64号及び議案第65号を一括してご説明申し上げます。

議案第64号及び議案第65号、土地の取得についての議決の一部変更につきましては、いずれの議案も都市計画道路宇治田原山手線の道路用地取得に係りますものでございまして、相互に関係いたしますことから、あわせて説明をさせていただきます。

議案第64号につきましては、平成27年12月議会でご可決いただいた内容を、また議案第65号につきましては、平成28年6月議会でご可決いただいた内容を、それぞれ変更させていただくものでございます。

内容につきましては、以前の各議案でご可決いただいた取得予定地の一部をそれぞれの間で組み替えて用地取得することといたしましたことから、議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。以上、よろしくご審議賜りご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、山下課長のほうからご説明申し上げます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） それでは、議案第64号及び議案第65号、土地取得についての議決の一部変更についてにつきまして、ただいまの提案説明でございませけれども、細部につきましてご説明をさせていただきます。

両議案をあわせました総取得予定面積7万8,854.03平米及び土地所有者25名、取得予定金額3億8,466万6,000円につきましては、変更がないところでございます。しかしながら、年度間の調整をさせていただくことによりまして、それぞれの議決の一部変更が生じることに對します承認をお願いするものでございます。

したがいまして、新たに追加買収を行うといったようなことではないということもまづもってご理解賜りますようお願いをいたしたいというふうに思います。

どちらの議案の参考につけてございます図面につきましても、同じことを示しているところがございますので、ここでは議案第65号の図面を参考にご説明をさせていただきますというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ごらんいただきたいというふうに思います。図面の左側が緑苑坂地域でございます。図面の右側が大津方面ということになります。

赤く表示させていただいておりますところが、平成28年度の取得予定地として予定をしていたところでございます。しかしながら、繰り越しをさせていただいております平成27年度予算で購入を予定しておりました緑苑坂側の赤い点のところでございます。その土地につきまして、今年度の取得完了ということが非常に困難であるということがわかってきましたので、今般、平成28年度分、赤い表示の部分の斜線部分の土地と組み替えをさせていただきまして土地取得をさせていただきたいということで考えているところでございます。

以上、ご審議いただき、ご可決いただきますようによろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） 今、第65号のほうで見ているんですけども、27年度から28年度に組み替えたということは、27年度で取得が困難だったということですね。その部分を赤い斜線のところとか、表側のところを用地買収するということですね。

そのことはわかったんですけども、あと、赤い点線の部分、用地買収の見通しとかそんなんはあるんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） この時点で組み替えをさせていただきますというのは、実は予算の関係がございます。もともと27年度11月ごろから用地取得に動かさせていただいたわけでございますけれども、27年度中に取得が難しいという形で、27年度から28年度に予算のほうを繰り越しさせていただきまして、継続的に土地取得に動いていたわけでございます。

しかしながら、ここに来て土地所有者さんのご了解がなかなか得られないということございまして、今般、組み替えさせていただくことによりまして、28年度で今度赤い点の部分を取得させていただくという形になってございます。28年度予算でございますので、次の年度、29年度にも繰り越しさせていただきまして、もしもの場合は取得に働きかけていきたいということで考えているところでございます。

ですので、まだこちらの予算措置もさせていただいていないところでございますので、今はこういう予定というか、想定されることをご説明させていただくということになります。ご理解のほう賜りたいというふうに思います。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） ちょっとやっぱりあれですか。用地買収は難しいというような感じになっておるわけですね。

○委員長（垣内秋弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 実際のところ、用地取得に当たりましては、困難者さんに対しては引き続き継続交渉をずっとこれまでさせていただきました。なかなか事業にまずご理解をいただけないというところが根本にございますので、委員ご指摘のとおり、なかなか難しいのかと言われますと、そのとおりですという答弁になるかなというふうに思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） わかりました。いいです。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでしたら、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 異議なしと認めます。

議案第64号、土地の取得についての議決の一部変更についての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手全員。よって議案第64号、土地の取得についての議決の一

部変更については原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第65号、土地の取得についての議決の一部変更についての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手全員。よって議案第65号、土地の取得についての議決の一

部変更については原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。さきの審査とあわせて、以上で今回総務建設常任委員会へ付託されました5議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、12月20日の本会議において討論される方は、討論通告書を12月16日金曜日午後5時までに議長宛てに提出してください。

日程第5、請願について。

請願第1号、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本件につきましては、京田辺市の京建労綴喜・八幡支部が請願者であり、提出されたものです。私が紹介議員となっております。

請願書の写しは、既に配付されているとおりでございます。

それでは、審査に入ります。

まず、本請願書の紹介議員となっております私のほうから、趣旨等について説明をいたします。

建設従事者アスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願でございます。

アスベストというのは、もう今、全国的な問題、被害が発生いたしておりますし、全国的にも非常に話題になっているわけでございます。

今回、出されておる請願趣旨について、若干ご説明申し上げたいと思います。

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト、いわゆる石綿被害は、多くの労働者、国民に広がっております。現在でも、建物の改修・解体に伴いましてアスベストの飛散は起こっておりますし、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害であります。特に、東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理についても被害の拡大が心配されております。

欧米諸国では製造業の従事者、また日本では建設業者に最大の被害者が生まれているのが特徴であります。国が建設基準法などで不燃あるいは耐火工法としてアスベストの使用を進めたことにより、アスベストの多くが建設資材などを通じて建設現場などで使用されてきたことが挙げられます。

特に、建設業では現場作業者の多くが重層下請というようなことで、労災認定にも困難が伴っておりまして、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もありません。国は石綿被害者救済法を成立させましたが、極めて不十分なものであるというようなことで、成立後一貫して抜本改正が求められております。

特に、2012年、東京地裁判決、2014年、九州建設アスベスト訴訟の福岡地裁判決、16年の大阪地裁判決、また、ことし1月の京都地裁判決、いずれも国の責任を一部認めております。こういった中で、被害の深刻さなどを踏まえ、立法及び関係当局における真剣な検討を望む次第であるということでもあります。

特に、1月29日の京都地裁判決では、初めて建材メーカーの責任を認めたわけでありまして、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と、そしてアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとって、アスベスト問題を早期に解決するために、

今回、国に対して意見書を出していただきたいというようなことで請願をいただいたわけでありまして。そして、私が紹介しております。

もう少し説明いたしますと、アスベスト被害の問題について、特にことしは、クボタショックといいまして、もう既に10年ほど経過いたします。こういった過去の問題ではなく、今現在でも相当被害が拡大している。その背景には、日本に輸入されたアスベスト、石綿は累計で1,000万トンを超えているというようなことで、過去には、安価で燃えにくく、また熱、摩擦、あるいはまた酸やアルカリにも非常に強かったということで、相当幅広い分野で使用されてきた。特に、摩擦剤とかシール・断熱材等にも多く使われておりますし、3,000種類以上の用途があるということで、戦後は約8割が建材として使われてきたという経過もございます。

そういった中で、いろいろ問題がこれからも発生するというようなことを予想されますと、まだまだ大きく心配され、懸念される問題でもあります。

こういったことに対しまして、国に対して意見書を出して、より対策を講じていただくというようなことを含めまして、今回出させていただきたいということでございますので、どうぞご理解いただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

請願第1号、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める、この請願につきまして、特に京田辺市の京建労綴喜・八幡支部が請願者であり、提出されたものであります。そして、私が紹介議員となっております。

それで、ただいまの趣旨説明を聞いていただいて、何かお聞きしたい内容等がございましたら出していただいて、採択方法等の協議をお願いしたいと思います。谷口委員。

○委員（谷口重和） 私も事業の関係でこれに関してはいろいろ携わってきました中で、ゼネコン、スーパーゼネコンは、ほとんどが救済されております。それにかかわっていない零細企業、すなわち孫請、ひ孫請の労働者が、まだ救済すらされておらない。

これは、すばらしいことであるし、もちろん賛成するわけでありまして。ですから、これは即採決を求めたいと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほか、何かご意見ございますか。山本委員。

○委員（山本 精） 私も前の職場でもそういうことが関係あったということもありますので、早急に解決を求める意見には賛成しています。

○委員長（垣内秋弘） それでは、討論、採決に入りたいと思います。よろしいですか。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 請願第1号、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

本請願は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手全員。よって請願第1号、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願は採択すべきものと決しました。

以上で、日程第5、請願についてを終了いたします。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、付託議案とあわせ委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

日程第6、第3四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

最初に、建設環境課所管について、当局の説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長(垣内清文) それでは、建設環境課所管に係ります事業の執行状況につきまして、第3四半期分のほうをご説明申し上げます。

お手元資料をめくっていただきましたら、建設環境課所管分の1番から順番にご説明を申し上げたいと存じます。

まず、1番、生活交通ネットワーク構築事業。

こちらにつきましては、昨年度の加速化交付金の繰越事業なんですけれども、地域公共交通検討委員会といいまして、ここに、あり方検討委員会というふうに書いておりますけれども、先日来の一般質問でもございましたように、今現在、宇治田原町内で公共交通でいう福祉バス、それからコミバス、それから路線バス、このバスをそれぞれどういう形で、今後、皆様方がご利用いただくのにやっていこうかというところの検討委員会が、この事業の内容でございます。その事業を進めるに当たりまして、コンサル委託料が544万5,000円執行しておる状況でございます。

予定としましては、今、アンケート調査を終わったところでございますので、また来月、1月に、もう一度検討委員会を行い、3月には、その方針なり計画の案を作成して

いきたいと考えております。これにつきましては、後ほど、また所管事項の中で、検討委員会の内容につきまして、ご報告申し上げたいと存じます。

それから、2番目です。町道新設改良事業。こちらにも繰り越しになります。5の4号線道路拡幅改良事業で、現在工事中でございます。3月末で完了を予定しております。

3番目、道路施設長寿命化修繕事業。こちらのほうも同じ繰越事業でございます。荒木橋の橋梁修繕工事（1）のほうが現在終了しております。

それから、4番目、JR奈良線高速化・複線化事業費補助金。こちらのほう、JRの事業に対する補助金を支出しております。今年度は、8月にJRの京都駅におきまして、こちらはJRのほうで工事の事業をしておりますので、その起工式を実施しております。

5番目、コミュニティバス運行支援事業、同じく6番目、福祉バス運行事業。

こちらのほうは、お手元資料の後ろに、それぞれの利用実績がございますので、ご確認いただけますでしょうか。A4横長の資料でございます。

福祉バス、コミュニティバス利用実績。先ほどの公共交通検討委員会の中でも、このバスの利用実績をもとに皆さんでいろいろお話をさせていただいております。

ちなみに、この表のことをご報告申し上げますと、福祉バスにつきましては、26年度から27年度にかけて、合計数字は若干ではございますけれども増加の傾向にございます。それから、コミュニティバスですけれども、こちらにも若干の増加の傾向にございます。

ただし、この中にスクールバスをこの4月から含めて同じバスで運行しております関係上、バスの利用者につきましては、奥山田、それから湯屋谷地域の小学生、中学生の子どもたちも含めた利用実績になっております。8月から、その内訳となります小中学生の利用人数もカウントするようにしております。8月の分が少ないのは、これはあくまでも夏休みということで、ご利用が少なかったというふうにご理解ください。

すみません、そしたら、もとの状況表に戻ります。

1枚めくっていただきまして、7番目、児童遊園整備等事業。

こちらのほうも、お手元資料、先ほどのコミュニティバス利用実績の次の次、A3横長の一覧がございます。

本町の児童遊園施設といいますのは、現在28カ所ございます。29カ所あったんですけども、1カ所は、ことし、草郷といまして郷之口のところで1カ所ブランコを撤去いたしましたので、最終28カ所になっております。今年度も、この施工箇所、三

ノ宮、丸山児童遊園、草郷児童遊園の3カ所の施工が終わりまして、点検も2回実施いたします。点検につきましては、今、1回目が終了しまして、また年が明けたぐらいに、もう一度、2回目の点検を実施したいというふうに考えております。

それから、8番目、ごみの出し方ハンドブック作成事業でございます。

これにつきましては、今年度、10月に区長さんを通じまして各全戸に配布しております。ごみの出し方ハンドブック、これを皆さんのお宅に配らせていただいております。もうご存じかと思うんですけども、アイウエオ順に並んでおりまして、ごみの内容について出し方を記載しております。

これは保存版でありますので、こちらのほうは電話帳のごとく、ここに穴をあけておりますので、ぶら下げていただいてお使いいただいて、あとは随時修正につきましては、ホームページのほうでもう既にアップしております。その中で変更なり追加なりがあれば随時修正をしてみたいというふうに考えておりますので、またご確認いただければと思います。ホームページにアップしております関係上、皆さん、ご家庭でお持ちのタブレットとかスマートフォンなんかでもご確認いただけますので、お手軽に見ただけできるようになっております。

それから、9番目、塵芥収集車整備事業。

こちらは、車を2台今年度購入しております。まず、2トンダンプ、それからパッカー車でございます。2トンダンプのほうは、先日10月に入札を終了し、3月に納入予定。2トンパッカー車のほうは、6月の議会でご承認いただきまして、3月に納入予定でございます。

現在、このパッカー車に住民さんから公募いたしました絵をラッピングするための契約の準備に入っております。予定としましては、1月に契約の変更をする予定でございます。金額につきましては、町長の専決処分ということで、1月に契約を実施し、3月での専決処分での提案をさせていただく予定でございますので、そのときはまたよろしくお願いいたします。

それから、10番目、町道新設改良事業でございます。

こちら、後ろのほうに添付しております資料、A3のこちらは工事箇所をそれぞれ載せております。今年度の実施予定箇所でございます。また、6月には、2の23号線の追加の補正をさせていただいて、こちらの場所につきましては、宝国寺さんに行く、特に荒木の子どもたちの通学路上でございます。道路幅員が非常に狭く、勾配もきついところで、通学についての危険が伴うということで、こちらのほうの拡幅事業をただい

ま測量し、設計のほうを計画しておるところでございます。

それから、11番目、道路施設長寿命化修繕事業。

これも同じこちらの図面の中に入っております。

それから、曇り止めカーブミラー整備事業。

これにつきましては、町道のカーブミラー曇りどめ防止、防曇というんですけれども、そちらのミラーにミラーをつけかえるための事業でございます。全部で430基ございまして、これまでに平成25年で190、26年で43、27年は68、今年度77基を既に設置しております。来年度は52基を予定しております。これもまた次年度の予算に計上してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、1ページめくっていただきまして、13番、都市計画制度導入検討事業。

これは、また後ほどプロジェクトの所管事業の中でもご説明いたしますが、今年度、マスタープランを変更いたしました。そして、今、12月19日に都市計画道路の変更に伴います説明会を実施する予定でございます。今年度のうちに、都市計画道路、それから特に宇治田原山手線を中心としました都計の内容の変更を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、14番目、木造住宅耐震改修事業でございます。

これは、従前からやっております耐震診断、それから耐震改修工事がございます。今年度からは、これに加えまして簡易耐震、簡易の耐震改修、それと耐震シェルターのそれぞれの補助を開始することとなっております。10月16日のふるさとまつり、それから先日の防災訓練のときにもPRは実施してきておりますが、皆さんの補助の申請もなかなかないので、現在、工務店とか、それから簡易耐震になりますので、屋根瓦の修繕でも可能ですので、瓦屋さんとかいうところにも声かけしております。幾分かお施主さんのほうに話をしてもらおうと、できるのかというふうなお声は聞いておるんですけれども、まだ現在のところ、この事業の採用には至っておりません。「町民の窓」にも再三掲載しております。今後もまたPRは続けていきたいというふうに考えております。

それから、15番目、交通安全対策事業費路側線・カラー舗装工事ということで、さきの総務課のほうからも所管事業の内容でご説明があったと思いますが、30キロ規制のところ、なかなか30キロの規制事業ができませんので、内容を修正する中で、地元と協議し、今後進めてまいりたいというふうに考えております。予定としましては、3月末ごろまでに減速対策工事のほうを完了したいというふうに考えております。

16番目、地籍調査事業。

こちらのほうですが、今年度から実施導入しております。宇治田原全体の地籍を決めていく事業の今年度がスタートの年度でございます。今年度から実施していることとなりますので、まだ実績は一つもございませんけれども、始まりは南バイパス、ちょうど南の宇治木屋線のバイパス交差点のところから、都市計画道路宇治田原山手線の範囲の南地域から調査を実施しております。

それから、17番目、家庭用太陽光発電・蓄電設備設置補助事業でございます。

9月の補正で計上しております。家庭用のいわゆる太陽光ソーラーパネルだけではなくて、それに蓄電池を備えたもの、これを同時に設置されるご家庭に補助をするものでございます。10月から受け付けを開始しておりますけれども、実際には既に設置されているご家庭があれば4月までさかのぼって、その申請を受け付けたいというふうに考えております。これも現在PR活動をしてしておりますが、まだ実績はございません。ただ、ハウスメーカー等業者のほうからは、幾分か問い合わせは寄せておられますので、これからの事業ではないかというふうに考えております。

以上で、建設環境課からの執行状況の報告説明を終わらせていただきます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） なければ、1点だけ、14番、木造住宅耐震改修事業の補助ですね。これは新築の場合でも出るんですか。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 基本的に、昭和56年度以前のいわゆる旧耐震のお宅のみ補助の対象になりますので、新築ですとか、それ以降に建てられたお宅については、対象にはなりません。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） それ以降はわかりますけれども、これから新築される方に補助が出れば、なおさらまた活発に新築されると思うんですけども、今後の課題として。

○委員長（垣内秋弘） 市川補佐。

○建設環境課課長補佐（市川博己） 新築につきましては、耐震基準を満たす建築になりますので、自動的に耐震改修をせずともいいという理屈になるんです。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（垣内秋弘） では、これにて建設環境課所管についての質疑を終了いたします。

次に、プロジェクト推進課所管について、当局の説明を求めます。山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） それでは、失礼をいたします。

プロジェクト推進課の事業執行状況をご説明させていただきます。

ページ数は、4ページでございます。

まず、1番目の宇治田原山手線整備事業につきましては、先ほど議案のほうでもご説明したとおりでございます。未契約が2件ございました。これは、今般議決をいただくことによりまして、一応は27年度繰越分としましては解消できるのかなというふうに考えているところでございます。ただ、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、困難者ということで置くのではなく引き続き継続的に交渉を進めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほうをお願いいたします。

それから、2番目、宇治田原山手線整備促進住民会議助成金でございます。

こちらのほうは5月6日に交付をさせていただきまして、ことし住民会議のほうでさまざまな事業を展開していただいているところでございます。

続きまして、3番目、宇治田原山手線整備事業でございます。

こちらのほうも1番目の事業とリンクするわけでございますけれども、一応、今の時点でいいますと対象が5名の方でございます。この5名の方につきましては、全ての方にご了承いただいているところでございます。ただ、新名神高速道路事業の用地と要は重複しているところがございまして、まず新名神高速道路の用地を取得されまして、登記等を完了して、その後、本町のほうから売買をお願いするというようなことになってございます。

ですので、一応、新名神事業のほうの事業進捗によるところがあるんですけども、できるだけ今年度でこの分につきましては終了できるように持っていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、4番目でございます。新庁舎建設計画事業でございます。

こちらのほうは、新庁舎の建設に関する基本計画の策定ということが目標でございます。10月17日に外部委員会となります庁舎建設委員会を開催いただきまして、11月22日、基本計画案の意見具申をいただいたところでございます。また、あわせまして、11月14日に建設予定地を含めます部分の用地測量業務のほうを現在発注しているところでございます。

基本計画につきましては、この後、今般16日の日に特別委員会のほうも持っていていただくことになってございますので、そちらにご報告させていただきまして、基本計画策定という形に持っていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これにてプロジェクト推進課所管についての質疑を終了いたします。

続いて、産業観光課所管について、当局の説明を求めます。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 失礼いたします。

平成28年度第3四半期の産業観光課の事業執行状況について、ご報告申し上げます。

1番目の日本緑茶発祥のまち魅力発信加速化事業につきましては、本町の歴史やお茶の魅力をも町内外に広く発信する事業であり、本年10月16日に開催いたしました宇治田原ふるさとまつりにおきましては、町制施行60周年記念事業として、大阪モード学園とコラボし、新しいデザインの茶摘み衣装を制作・発表、新たな魅力創出に取り組んだところであります。

次に、観光パンフレットは、従来のパンフレットを印刷する事業であり、プロポーザルにより事業者の提案を受け、3月末の完成を目指し、現在作成を進めているところであります。

このほか、通年事業といたしまして、転入者に対する急須またはお茶のプレゼント及びティーゲートの茶園の草刈り等の維持管理を行っております。

次に、2番目の宇治田原ブランド育成加速化事業でございます。

宇治田原ブランド育成加速化事業は、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発、展示会への出展、省エネ対策等の経営改善に資する取り組みなどの経費に対して補助するもので、現時点で24件、合同出展として1件申請を受け付けており、町内の中小事業者の前向きな活動を支援しております。

次に、3番目の「お茶の京都」交流拠点整備等加速化事業は、「お茶の京都」事業における本町の戦略的交流拠点である湯屋谷地区の整備等を進める事業であります。PRビデオと散策マップの作成につきましては、観光パンフレットと同様、現在作成を進めているところであり、地域の皆様から情報をいただきながら、3月末の完成を目指して

進めております。

また、永谷宗円生家への玄関口となる湯屋谷会館の駐車場の整備につきましては、11月に入札、発注を行ったところであり、現在工事を進めているところであります。また、茶の木の設置につきましては、湯屋谷会館前の分岐あたりに訪問者の目印となる茶の木を設置するものであります。茶の改植に適した3月をめどに、鉢植えを設置する予定であります。

以上の整備事業や地域の交流事業を推進するためのプラットフォームとして、区や関係団体と協議の場を設け、地域と行政が連携協働して事業を進める関係を築きながら事業を進めているところであります。

お茶の京都DMOにつきましては、本年6月30日に、お茶の京都DMO設立推進協議会が発足、8月31日に日本版DMO候補法人の登録を受け、来年1月下旬をめどに正式にDMO法人化をする予定であります。今年度事業としては、主に着地型旅行商品の造成、GPSによる観光客動向調査、ポータルサイトの作成が行われる予定でございます。

次に、4番目のおもてなし観光推進事業につきましては、多様な主体による連携・協力体制を構築するため、本年度から準備を進め、11月13日に観光まちづくり会議のキックオフミーティングを開催したところであります。その作業部隊として、観光振興計画の方向性に沿って部会を設け、町内の活動者さんにリーダーを担っていただき、住民の皆さんやその他さまざまな人材を集めながら、知恵とマンパワーを出し合う場づくりを進めております。また、おもてなし推進補助金を新設し、観光プログラムの開発や資源の発掘、地域のにぎわいづくり、おもてなし力の向上など、観光まちづくりに資する事業を応援しており、現在4件の申請と2件の相談を受けております。

次に、5番目の末山・くつわ池自然公園整備加速化事業につきましては、本町唯一のレクリエーション施設であり、主要観光施設であります末山及びくつわ池自然公園の整備を行うものであり、いわゆる勉強会を継続的に開催し、指定管理者と緊密に連携しながら整備を進めているところでございます。

ユニバーサルデザイン推進事業は、公園内のトイレの洋式化を行うもので11月に発注し2月中に完成を予定しております。トレーラーハウスの整備事業は、現在、プロポータルによる事業者を募集しているところであり、自然公園の景観にふさわしいデザイン等を選定していきたいと考えております。展望台の整備につきましては、見晴らしのよさや歩道の安全性を指定管理者とともに比較検討した結果、設置場所を最も高い旧ア

ストレッチ広場に決定させていただき、ハートのまちをPRするため、ハート型の展望台を設置し、第4四半期に発注する予定でございます。

次に、6番目の京都南山城古寺巡礼バスツアー事業でございます。

京都南山城古寺巡礼バスツアーにつきましては、木津川市、京田辺市、笠置町、本町、4市町にある11カ所をめぐるもので、本町では禅定寺が含まれます。ツアーは、来月中旬ごろから2月上旬まで計4回開催され、ツアー参加者に向け、限定の御朱印帳を作成しております。

次に、7番目の町内雇用促進事業でございます。

町内雇用促進事業は、町内在住の方を正規職員として雇用した事業者に対し、新規雇用1人当たり20万円を助成する制度であり、現時点で5社6名の申請を受け付け、または受け付け予定でございます。

次に、8番目でございます。8番目は、優良茶園振興事業。

これにつきましては、従来の在来とか古い茶園を改植するという事業でございます。12月上旬に交付申請をし、中旬に事業着手をすることとなっております。本年の申請件数は14戸、3.15ヘクタールでございます。

次に、9番目の高級茶生産振興事業でございます。

これは、お茶の上にネット型の棚式の被覆をするのに講ずる事業であります。これにつきましては、京都府が骨組みの40%、宇治田原町におきましては骨組みとネットの15%を補助しております。これは第4四半期に着手する予定でございます。

次に、10番目の農林業振興事業でございます。

これにつきましては、通年、受付、交付申請、事業認定、事業着手、完了ということで進めさせていただいております。今のところ。コンバイン1台、乗用茶刈り機1台、製茶機械の設置が1基ということでございます。

次に、農業担い手対策事業でございます。

これにつきましては、青年就農給付金、今回から初めて農業をされる方につきまして、1名につき150万円の給付をし、それをもとに頑張っていていただくという国の事業をそのままお渡しするものでございます。今年度につきましては、1名の新規就農者が認定され、150万円の支給をする予定でございます。それと、通年事業といたしまして、新規就農相談、営農相談とかをさせていただいております。それと、第4四半期になりますが、就農状況の実績報告ということで、これは青年就農給付金の報告となります。

次の通年事業といたしまして、認定農業者協議会負担金につきましては、これは協議会への負担すべき負担金でございます。それと利用権設定、これは農地の貸し借りによりまして、お借りになられた方が利用権設定を農業委員会を通じてされた場合に助成をするという事業でございます。今のところ、それにつきましては畑7アールということでお受けしております。それと、担い手協議会の助成金といたしまして、これは認定農業者の視察等に対するバス代の助成金でございます。それを助成しております。

次に、大福茶園再造成事業でございます。

現在、府にて工事を発注され、今年度は園庭を設置していただいております。これにつきましては、防災工事を始めて来年度から中の造成工事に入っていくということで、京都府において工事を実施していただいております。町といたしましては、府から委託された換地事務ということで、町から土連へ再委託し、換地事務をしていただいております。それにつきましては、もう終了しております。それと、未整理の底地整理、公図訂正等ということで現在行っているところでございます。

次に、13番目の要適正管理森林等災害予防事業でございます。

これは、通年事業として申請を受け付けて、その申請を受け付けたことにより、要適正であるかという山の認定をし、それから木を切ってもらおうという事業でございます。これにつきましては、申請件数は今3件ございまして、2分の1の補助をさせていただく予定でございます。

次に、14番目でございます。林地内危険木防災対策事業ということで、これも、この前、一般質問のほうでもございましたとおり、今後また関係機関ともいろいろ検討した上で、また、荒廃した溪流があるところの地域に持っていかせていただきたいと考えております。

次に、15番目ですが、有害鳥獣対策事業ということで、通年事業といたしまして有害鳥獣の駆除事業でございます。

これにつきましては、今現在、今年度4月から11月の猟期までの間に鹿が67頭、それとイノシシ17頭を捕獲していただいております。

次に、有害鳥獣の被害防止対策事業といたしまして、これにつきましては、町単費の2割の補助をして随時農作物を守っていただくということで、予算枠50万をとっております。次に、柵の事業といたしまして、国庫補助金次年度分を11月に受け付けいたします。

それと、有害鳥獣被害調査事業といたしまして、いろいろな有害の被害を調査していた

だいたり、また追い払いをしていただいたりしてもらおう事業でございます。

次に、町有林管理計画ということで、町有林管理委員会、町有林管理協力委員会を開催し、町有林の有効な活用及び将来像の検討をするということで、いろんな発想のもとに植栽、また伐採も含めて検討してもらい、町にとって有意義な山の活用をしていただきたいということで、計画として上げております。

それと、森林保険への加入、これは森林の災害についての保険に加入をしているというところでございます。

次に、17番目の企業立地促進事業でございます。

企業立地促進事業につきましては、本町における企業立地を促進し、経済活性化と就業機会の拡大を図るため、宇治田原町企業立地促進条例に基づき、助成金を交付する制度であり、事業所は、設置助成金につきましては、一昨年度、操業開始した企業に対し、新たに取得した資産に係る昨年度の固定資産税額の5分の4相当を本年度7月に交付したところでございます。また、雇用創出助成金につきましては、本年度中に操業を開始する企業に対し、町内在住者を新たに正規雇用した場合、1人につき30万円を第4四半期中に交付する予定でございます。

次に、18番目の中小企業経営支援事業につきましては、京都府及び日本政策金融公庫の融資制度を利用した事業者に対し、信用保証料及び融資利子の一部を交付する制度であり、保証料補給につきましては2月末まで、利子補給については来年1月末までに申請を受ける予定となっております。

次に、19番目の観光まちづくり促進事業でございます。

観光まちづくり促進事業につきましては、観光振興計画に挙げる観光の基盤整備や観光情報の発信の充実を図るものであり、このうち観光戦略拠点環境整備につきましては、本町の戦略的交流拠点である湯屋谷地区の整備を促進するため、永谷宗円生家の入り口進入路を改修する事業で、第4四半期に向けて準備を進めているところでございます。

観光ポータルサイト構築基礎調査につきましては、観光情報発信に特化したポータルサイトの来年度構築を目指して、サイトの企画や構成、基礎調査を実施するものであり、発注に向けて仕様の詳細を詰めているところであります。

主要観光施設等整備デザイン事業につきましては、末山・くつわ池自然公園の有効な活用策として整備方針を策定するものであり、11月に業者選定し、現在、アンケート等の基礎調査を進めている段階であります。

次に、20番目の町内企業就業推進事業につきましては、主に町内在住者の町内企業

への就業促進を目的とし、講座と事業紹介をセットとして行うセミナーを開催するものであります。第1回は12月26日、第2回は1月6日、第3回は3月に開催することを予定しております。現在、第1回、第2回の参加者を募集しているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 今、20の項目に分けてご説明いただいたんですけども、産業観光課の仕事も、ここに列挙されているとおり、個々の細かい部分というのはちょっとわかりませんが、非常に多岐にわたっている。これだけのところというのは、私も、余り軽く見られる部署というのはもちろんないわけですけども、この宇治田原町役場の中でも重要なセクションじゃないかなというふうに、ここしばらく思っているわけです。

そんな中で、そこで携わっている皆さん方のメンバーの様子を見ていまして、これだけのことが、それぞれ進捗管理も含めて、きちっと対応できているのかというのは、ちょっと懸念として、余計なことかもしれませんが、非常に思うわけです。ということは、これは部長の関係になるんでしょうけれども、こういうことをやっているといふ今、新しく出てきたのは雇用の関係とかで、随分いろいろやっつけていかなあかん。これはまちづくりの中でも重要な部分であります。

それで一方、観光の問題、この間も質問させてもらいましたけれども、そういう部分も非常に重要な関係があります。

そういうことからいいますと、こんなん普通にやっつけて対応できているのかなというのが非常に不安として感じるわけです。やっぱりそれぞれが中身として薄くなってしまったら、対応ができなくなって、それをどれか件数だけが多くそろっているという状態になってしまうんじゃないかというのが、部長もかわられて間がないわけですから、こんな重要なセクションでの仕事でありながら、これだけのことをこなしていく中においては、非常にそういう不安を感じるわけです。

きょう、こうやって説明を聞きましても余計に感じます。細かい質問は、また後ですけれども、その辺、1番目として、どうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 副委員長ご指摘のとおり、産業観光課につきましては多岐

にわたる業務を担当しております。私自身も4月から担当いたしまして、本当にこれだけの幅広い守備範囲で業務を担当しているという課もなかなかないかとは思っております。正直なところですけども、課の体制といたしましても、産業観光課ということで、名前にも観光という単語がつきまして、非常に観光にこれから力を注ぐ部署でもございます。

本当に、ことしに入りまして非常に業務の内容を手探りでやる部分もございます。やはり観光につきましては、ハードのみならずソフト面ということで、地域に入っていった地域の方の活力を盛り上げるような取り組みということでもやっております、非常にその部分につきましては昼夜も問わず実際のところ時間もとられているような状況でございます。ですが、限られた人員の中で配属されておりますので、基本的には担当職員全てが全力を尽くしているところがございますけれども、正直なところ、やっぱり業務によりましては、めり張りを若干つけてやらなければならない部分もあるかなとは認識しているところでございます。

また、次年度に向けましては、特に観光につきましては、また大きな事業展開をしようとも考えているところでございまして、こちらにつきましては人事担当とも相談する中で、どのような体制がとっていけるかということは、これからの課題として、また役場の庁内の中では担当部長としても協議していきたいと考えているところでございます。

現状につきましては、職員が一丸となって、これだけの業務ですので、全力で取りかかるつもりでやっております、年度内に100%の執行ができるかどうか、これからも全力で努めていきたいと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） そういうお言葉を頂戴しているわけですけども、やっぱり部長もかわられて、申し上げたとおり、まだ半年余りということで、8カ月ですか、ということですけども、十分この辺、人配含めて相談していただいてやってもらわんと、ちょっと何か怖いような気がしますので、どこの職場もそういうような重要な職場がないわけじゃないんですけども、それぞれが重要であります、ちょっとこの件数からいって、いけるかなというのが率直な感じとして思いました。ひとつよろしくお願いいたしますというふうに思います。

それと、4番、おもてなし事業の中の差し支えなければ今4件の申請の内容というんですか、どういう内容が出ているか、ちょっとその辺をお聞きしておきたいなと思いま



す。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） おもてなし推進補助金の申請の内容でございますけれども、具体的に氏名ではちょっと申し上げられませんが、例えばライトもしくは灯籠等で地域を明るくするような取り組みが2件、それからインバウンドに対する取り組みが1件、それから森林資源を活用してにぎわいをつくるというものが1件の4件になっております。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 3件目、もうちょっと言うてください。何と言いましたか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 3件目は、インバウンド、外国人訪問者のおもてなしということになっております。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） それと、5点目なんですけれども、末山・くつわ池、宇治田原町としてお持ちの部分と、それから郷之口の生森がお持ちの部分があると思うんです。この関係というのは、どういうふうに考えたらいいんですか。今こちらで1, 129万という事業費を出されている整備加速化事業の関係は、どういうふうに理解したらいいんですか。ちょっと教えてもらえますか、すみません。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 末山・くつわ池自然公園の土地につきましては、所有者は郷之口生産森林組合でございますけれども、そちらのほうを町で無償で借りてお持ちして、改めて郷之口生産森林組合様のほうに管理をお願いしているというような状況で、上の施設関係は町の所有というふうになっております。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） それじゃ、土地を郷之口で一度お借りして、それを今度は維持管理を郷之口の生森に任せているという形ですか。そしたら、あらゆるいろんなもので出てくるハード部分だかと、そういう関係は町として負担するというふうでいいんですか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） ご指摘のとおりでございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） あと、15の有害鳥獣なんですけれど、こうして鹿67、イノシシ17ですか、駆除とされた。これは27年度で見て、どういうふうにおっしゃったんですか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） これにつきましては、ことしの4月から11月15日までの数字でございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） この中には猿は入ってないんですか。イノシシと鹿ですね、これは。猿はどうなっていますか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 猿につきましては、捕獲されていないということで報告を受けております。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 捕獲されてないんですか。今、最近多いのは、やっぱり鹿の被害も多いんです、見ていますとね。それから、イノシシの関係も見聞きするんですけれど、やっぱり猿もそういう意味では非常に近いところでも出たりしているわけですよ。ゼロというのはちょっと考えてなかったんですけれども、これは何か方針があって、そういうふうにされているんですか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） そのようなことはございません。鹿、イノシシにつきましては、大概犬で追わせてとってもらっているんですが、猿の場合は、もう木に登ってしまうと、犬がどこでどう動いていいのかわからへんで、ただやみくもに山に向けて撃つというわけにはいかへんで、ちょっとその辺の兼ね合いがあると思います。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） それはわかりました、そしたら。

それと、追い払いをシルバーに軽のバンで委託されていますね。これは町から委託されているんですか、追い払い隊は。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） それにつきましては、町から森林組合に委託いたしまして、そこから動いていただいているような状態でございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 追い払い隊も効果はないと言わんのやけれども、現実問題としては余りに等しい状態があるというのは、ご存じやと思うんですけども、よそへ行くだけなんですよ、ほかのところへ。だから、ちょっと根本的なところで、特に猿ですけども、申しあげましたように、地域では、かなり農作物自体をもうつくってもしようがないというような感じで諦めていらっしゃる方も随分多いわけでした、何かやはりもうちょっと根本的に効果の出るようなことを考えてほしいと。

以前、ちょっと違う立場で申しあげましたけれども、やっぱり山の中でのそういう有害鳥獣と言われる動物がある程度生息できるようにしていただくような施策をもう少し専門的に検討していただいて、そういうことをやっぱり試験的にちょっと取り組みを進めてもらわんことには、根本的なやつというのはなかなかできない。追い払いですから、まさにこっちへ行った、またこっちへ行ったというだけでね。だから、ちょっとその辺は別の問題として、やっぱり単なる追い払いだけじゃなくて、そういう面からの、共生するといいますか、そういうことをやっぱり考えてもらわんと、そういう取り組みも必要やと思うので、これは今後の意見として申しあげておきたいというふうに思います。以上で終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） 私のほうは1点だけ、ずっとこれは持ち送りでわかるんですけども、7番、町内雇用促進助成事業ですね。前にも言うているように、これは工業団地以外で何件ありましたか。今、20名5社、それは工業団地外にもありましたか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 現時点の申請は1件ございまして、相談を受け付けているのがもう一件ございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） それは工業団地外ですね。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） はい。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） これも毎年言っているんですけども、工業団地外で余り、情報がどこまで入っているか。商工会だよりでも、ずっと告知はあっても、見ないほうが悪いかもしれませんが、商工会だよりを余り会員さんも見ない人が多い。やはりもっとほかの「町民の窓」で知らずとか、何かそういう告知方法でもあったら。零細企業は、ほとんど余り申請もしないということは、知らない。私が個人的に調べたら、ほとんど

知らない。

そこら辺の底辺をやっぱり広げていってもらわないと、大企業、中小企業は法人化しているところは特に全て情報収集は早いですがけれども、零細企業で親方1人子方1人というようなところやったら、やはり地元で雇用は促進してもらえれば一番いいことやから、それはちょっと、もちろん要望としてお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて産業観光課所管についての質疑を終了いたします。

続きまして、上下水道課所管について、当局の説明を求めます。下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） それでは、上下水道課の第3四半期分の事業執行状況について、ご報告申し上げます。

まず、8ページをごらんください。こちらが下水道事業のほうになります。

まず、事業番号1番の下水道事業企業会計移行事業ですが、これにつきましては、総務省が集中取り組み期間として進めておりまして、平成32年4月まで、人口3万人以上の団体については義務化されておりますが、本町におきましても取り組みをやっていく予定をしております。

今年度から平成29年、30年、3カ年債務負担行為をとっておりまして、合わせまして総予算1,450万円で予定しております。現在は1月の発注に向けまして進めております。28年度の業務内容といたしましては、固定資産の調査と評価、具体的には資料収集と評価マニュアルを作成していく予定をいたしております。

事業番号2番目の下水道普及促進事業。

その中の1つ目ですが、普及促進奨励金の交付、これは随時受け付けを行っております。今年度の実績としましては、1件当たり2万円の交付ですが、36件で72万円となっております。

2番目の排水設備改造資金の融資あつせん、これも随時受け付けしておりまして、今年度は3件の申し込みがございまして11月末現在で195万円の融資をいたしております。

3番目の下水道接続等普及促進業務の発注につきましては、これは水洗化促進につきまして戸別勧奨を行っていただくために宇治田原町シルバー人材センターのほうに委託しております。業務期間は、来年の3月31日までとしております。

事業番号3番目の公共下水道（管渠）整備事業。

一番上の岩-3-3地区他舗装本復旧工事につきましては、これは昨年度実施いたしました岩山長山、立川大道寺地区の下水の管渠整備事業に伴います舗装の本復旧となっております。現在完了いたしております。

2番目の岩-5-1地区面整備工事の発注につきましては、8月2日に発注いたしております。これは宇治田原小学校の前から国道307号を経まして緑苑坂のコミプラの接続までの管渠の整備を行っております。工期は来年の1月24日としておりまして、11月末現在での進捗は46.8%、12月末では9割となる予定をいたしております。

続きまして、3番目、岩-4-2地区面整備工事につきましては、これは宇治田原小学校から長山に向けましての区間になりますが、こちらも8月2日に発注いたしております。来年1月24日までの工期となっております。11月末現在の進捗率は59.6%、これも12月末には9割を目指しております。

4番目の南-3-6地区舗装本復旧工事につきましては、昨年度実施いたしました面整備工事で南栗所と禅定寺西海道に關します舗装の本復旧を行いました。既に工事は完了しております。

一番下ですけれども、マンホールポンプ設置（MP28）工事の発注、10月3日に行いまして工期のほうは来年の3月2日までということで、これは宇治田原小学校前にあります育英橋の下を管渠を渡しておるんですけれども、その管渠からポンプアップするためのポンプ施設としまして100ミリのポンプを2基設置する工事を予定いたしております。現在は、ポンプを工場製作中です。

4番目の浄化槽建設事業のほうですけれども、設置の要望につきましては随時受け付けを行っておりますが、今年度につきましては、まだ設置の要望はございません。予算としては3基分を計上いたしております。これまで、平成27年度末までの累計としては65基の整備が完了しております。

5番目、下水道全体計画の見直しとしまして、昨年度、平成27年度から今年度の2カ年にかけて、債務負担行為として下水道の全体計画の変更業務を委託しております。この内容につきましては、下水の使用の状況、生活の態様の変化に伴いまして、新しい汚水量原単位の検討と、それに基づきます検討単位区域、6区域ほど経済比較を行いまして今後の下水整備の方向性を検討しております。

もう一件としましては、新しい都市計画マスタープランが策定されますけれども、それにあわせまして今後整備されていくであろう新市街地にぎわい創出拠点、ものづくり

創出拠点等の地域も含めた全体計画の見直しを行ってまいります。

1枚めくっていただきまして、9ページは水道事業のほうになります。

6番目の立川浄水場系統（川東取水井）新設事業。これは、昨年度からの繰越部分となっております。

今年度、4月に役場の駐車場に隣接するところに取水井の築造を行っておりまして、既に完了しております。井戸の規模としましては、直径4mの深さ8.1m、計画取水量が995トン・パー・デイとなっております。揚水試験の結果は、ほぼ計画水量の水量が見込めるという結果が出ております。

2つ目のほうですけれども、新水源（川東取水井）機械電気設備工事発注が10月30日に行われました。これは、築造しました井戸の中に取水ポンプ2基の設置と、あと電気関係の計装の工事を行う予定をいたしております。工期は11月1日から来年2月28日までの中で取り組んでまいります。この中には新水源関連附帯工事を含んでおりまして、職員駐車場場内の舗装工、フェンスの復旧等の場内整備一式も含まれております。

事業番号7番目、立川浄水場系統（川東取水井）新設事業、これは現年分となります。

こちらの新水源（川東取水井）導水管布設工事につきましては、8月2日に発注いたしまして12月10日で完了いたしております。この工事の内容としましては、役場駐車場から贅田船戸までの間、約498mにつきまして、150ミリの導水管を設置しましてつなぐ工事をしております。

8番目のほうですけれども、くつわ池送水管新設事業というのがございます。

これにつきましては、くつわ池の配水池に向けての送水ですけれども、現在は府道宇治木屋線から林道末山線のほうを経由しまして、間に既存の加圧ポンプ場2基を配置しまして送っていますけれども、西ノ山配水池のほうができましたので、そこから直接くつわ池の配水池まで送る工事をしようとするものです。既に昨年、平成27年度には、町道2の2号線から林道末山線内には本管のほうの設置が終わっておりまして、今年度の予定は、西ノ山配水池の横に送水ポンプ場を設置しまして、それとくつわ池配水池の場内の配管の整備をやっていく予定をしております。発注予定は第4四半期にずれ込んでおります。

9番目ですけれども、禅定寺加圧ポンプ場移転新設事業としまして、この事業の趣旨といたしましては、禅定寺地区におけます配水池と配水系統の能力の充実化ということが目的となっております。今般この事業の中には、サンビレッジ宇治田原から府道の

森本橋までの間におきまして、既存の配水管を造形していく事業と、その後、新たなポンプ場の設置と配管の設計を行っていく事業です。

3, 440万円のうち、ここに書かせていただいています禅定寺通学路線配水管布設がえ工事（その1）というのは、予算的には590万円となっておりますが、これは先ほどの配水管の入れかえに関しまして、新名神高速道路の岩山工事と交差する部分につきまして、その1工事として先行して行おうとするものです。これは、ネクスコ西日本の新名神の工事とあわせて行いますので、新名神工事が神戸箕面等の工事でおくれている関係で、発注の予定が平成29年3月末ごろとなる予定をいたしております。それに伴いまして、その2工事と設計についても若干事業のおくれが見込まれております。

以上で、上下水道課の執行状況の報告を終わります。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて上下水道課所管についての質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第3四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

日程第7、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず建設環境課所管の宇治田原町地域公共交通検討委員会の進捗状況についてを説明求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） そうしましたら、お手元でございます「宇治田原町地域公共交通検討委員会」の進捗状況についての説明をいたします。

先日11月29日に第2回の検討委員会を実施いたしました。その内容といたしましては、先日10月に実施しましたアンケートの結果をもとに各委員からの意見聴取をし、今後のあり方について皆さんで考えていただいたものでございます。このアンケート結果につきましては、先日皆様にお配りいたしました内容でございます。今回ここでは、かいつまんだものをご紹介しますながら報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、調査の概要ですけれども、世帯数は1,400世帯、回収世帯が482世帯で合計1,169人から回収できました。回収率は、世帯別でございますけれども34.4%でございます。この中で、福祉バス、コミュニティバス、それぞれの認知度、70.5%、58.2%と非常に高かったのではないかとこのように感じております。

逆にコミュニティバスは、奥山田、湯屋谷の方が主に使われておりますので、そのほかの方々についてはご存じない方が多かったので、半数程度にとどまったのかというふうに思います。

それから、路線バスの利用なんですけれども、27.9%、半数は十代、高校生なり学生が大半を占めております。逆に、利用しない方の理由としましては、ほかに移動手段がある、主には公共交通ではない自動車とかその他の手段で出られておるということでございます。

それから、福祉バスの利用が3.9%、コミュニティバスの利用が2.9%と、非常に数字としては低くございます。これにつきましては、分母となりますのが、いわゆる全員、老若男女問わず調査をしております。しかし、実態、福祉バスの利用というのは、ご存じのように高齢者の方々、65歳以上、それから障がいをお持ちの方などの利用制限がございますので、対象者のみではございませんので、非常に利用率としては低かったというふうに判断しております。同じようにコミュニティバスも利用者が限定されておりますので、非常に低かったというふうに判断しております。

それと、新しい公共交通、こちらのほうを聞きましたところ、知っている、聞いたことがあるというのが38.1%。その中で、利用しますかと聞けば、利用するというお答えがあったのが15.4%。その中で、どのような新しい公共交通を利用されますかといった場合に、自治体運営バス、これが58.3%と非常に多かったです。もう半数以上を占めました。続きましてが、乗り合いタクシー、それからデマンド交通というふうになっております。

ちなみに、乗り合いタクシーといいますのは、通常のタクシーではなくて、いわゆる定時定路線型、路線バスと同じように巡回して同じ時間に同じバス停に到達するというバス型ではなくて、乗用車型という、そういう意味合いですので、中にはちょっと勘違いされていた方もいらっしゃるかもしれません。

それから、デマンド交通なんですけれども、これはいわゆる予約制、基本的にはオンデマンドということで、そのニーズに応えられるように、予約をして、利用者の要求に応えられるような形の公共交通のあり方という形でございます。これが21.7%でございました。

それぞれ有償であっても使いますよというふうに76%以上の方が答えておられます。

肝心なところになりますけれども、今後の公共交通に望まれることを問うたときに、誰でも乗れるようにする。先ほど言いました福祉バスなんかの利用制限を撤廃する形で、



誰もが利用できるバスを望まれておるといふふうにも感じました。コミバス、それから福祉バスなんかは、有償無償の問いには、無料のままのほうが良いなというお答えが非常に多く、逆に新しい公共交通の場合は、有料にしても構わないというほうが多かったというのが結果として出てきました。

この結果を踏まえまして、各委員さんに、それぞれの意見、それから思いなんかを確認しましたところ、次のようなことになりました。読み上げます。

利用できる対象はというのがあるんですけども、現在は高齢者に制限しているのでも利用は少ないのですが、利用の制限をなくせば利用者がふえるのではないかと。それから、制限をなくせば、新たな課題が発生し、検討する必要も出てくると。これは恐らくコミュニティバスのことだろうといふふうにも考えております。それから、観光客に乗ってもらい、町内のいいところをつなげていこう。

2番目に、何を目的に運行するのか（使い方）につきましては、町内と町外がつながった交通を確保するため。

3番目の利用しやすくするには、これはそれぞれ分けました。情報としましては、町営バスPRを行う。健康のため、バス停まで歩いてバス利用しよう運動。積極的に利用し公共交通の存続を守る。

非常にPRのほうは町も不足しているといふふうにも感じております。次年度以降、こういったPR活動、それから健康のためなんていうのは、例えば高齢者の方々が健康増進のために逆にバスを利用することで外に出られる。それから歩行の距離もふえる。ほかの方々ともお会いになられるとか、プラスの要素も非常に多いので、こういったことも健康増進の形を取り入れていただければいいようにしたらどうかというご意見でした。

それから、運賃ですけども、有料にして高齢者には割引をしていこう。路線バスから乗り継ぐ場合に町内のバスを無料にしてはどうか。年会費を取って定額運賃にしてはどうか。これらについても、まだこれから非常に練っていかんなんところはございますけれども、アイデアとしては非常に有効かと思っております。実際に、こういったことは他の自治体のほうで実施されている内容になりますので、本町も取り入れていける部分があれば考えていきたいといふふうにも考えております。

利便性ですけども、バス停やバスをわかりやすく表示しよう。実は、現在、バス停という停留所のサインはございません。本町の福祉バスは、特に定時定路線型を採用しておりますけれども、いわゆる自由乗降でございます。皆さんが乗りたい場所が路線にあれば、そちらのほうで乗っていただけるように配慮しております。ですから、ある

一定のバス停は決めておらないので、バス停のサインがございませんので、そういった意味でも、どこでバスに乗ったらいいのか、PRが不足しているんじゃないのかという意見がございました。

それから、みんなに愛着を持ってもらうためには、親しみを覚えてもらうためには何をするのか。まず、福祉バスという名前が、非常に敷居が高くて、そういったものが問題になっているんじゃないかというご意見です。それから、バスも色分けをすれば、どのルートを通っているのがどの色のバスだというふうにわかりやすくなるんじゃないかというご意見がございました。

それぞれにこういった意見が出されて、これを踏まえた形で、年明けの1月に予定しておるんですけども、このときの会議にこの素案を町のほうでまとめたいと思います。まとめる中で、この検討委員会に諮っていくんですが、その前に、まず1月の総務建設常任委員会に、まずはこの素案の中身をもう一度、ご提案というか、皆さんにご周知させていただきまして、議員方々のご意見も加味した中で、本町の地域交通検討委員会のほうで検討していきたいというふうに考えておりますので、また日程調整のほうはしていくんですけども、進め方としてはその旨で考えたいというふうに思います。

1月のときに本町の建設環境課のほうで素案をまとめますので、また事前にはご周知、お配りいたしたいと思います。

ですので、意見の重立ったところをまとめますと、誰でも乗れるようにする。それから、観光なんかにも利用していったらいいんじゃないか。もちろんバスのPRは非常に今不足しているので、そのあたりをどうしていくのか。大事なところですけども、高齢者の方々は、ただ単なる利用ではなくて、健康増進にもつなげていってほしい。それから、有料化をどうするのか。愛着を持ってもらうためには何が必要なのか。

最後になりますけれども、デマンドの導入についてどのようにするのがいいのか、また、それが必要なのか否かというところの検討もあわせて進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） きょうは質問はおいといて、1月の総建で結果を報告してもらいたいと思っております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて質疑を終了いたします。

続きまして、奥山田大杉地区における開発事業計画について説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、引き続きまして奥山田大杉地区における開発事業計画についてのご説明を申し上げます。

お手元資料のとおり、これまでの協議経過でございますけれども、当初の事業計画では、土砂搬入ということで造成を計画しておられました。太陽光パネルを設置するものであります。これにつきましては、本町のいわゆる盛土条例を適用しまして事業者と協議していましたが、地元の奥山田区のほうから、地域、それから通行の安全がありますので、そういった安全の観点から、搬入土による大規模な盛り土は反対という強い思いを町のほうへご要望いただいております。

その後、事業者に対しまして、町としましても、やはりこの盛土条例にも基づき安全に配慮していくよう、また地元の反対も受けておりますので、そのことについては事業者のほうに強く申し入れをいたしまして、事業者が計画を再検討するように指導、それから協議をしましてまいりました。

結果、再検討することになりまして、開発地内の土の切り盛りをしまして搬入土を持ち込みすることなく造成することで、当初計画よりも低い盛り土高となりまして、より安全な造成計画に方向転換できてきました。

このことにつきましては、先日の一般質問でもご答弁させていただきましたとおり、さきの12月6日に奥山田区のほうでも区民集会を開いていただき、そこでも変更した事業の内容で合意できるということでしたので、現在、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例に基づきまして開発事前協議としまして協議を進めておるところでございます。

事業の計画の概要ですけれども、このペーパーの後ろにA3の図面を2枚添付させていただきます。

初めのほうにあります右肩上に当初と書いてあるのが、これが初めに盛り土をして造成しようとしていた計画でございます。これは、10月の全協のときでしたか、垣内委員長からご質問を受け、そのときに野田部長がご説明申し上げました内容でございますが、いわゆる大規模、5万立米近い土を持ってきて、高さでいうたら国道から約30m弱の高さまで盛り土をします。そこに4,500平米ほどの面積を造成することで、ここに太陽光パネルを設置するという計画でございました。

ここで奥山田区の方が非常に懸念されていたのが、地すべりを起こして、この土が道

路のほうに出てくるんじゃないか。そのことによって奥山田区が孤立をしたり、非常に今後の生活に支障が出ることを懸念されておられました。また、水利のほうにつきましては、用水路、下流域に農地もございますので、濁り水が出るんじゃないかとかといったもろもろの懸念を考慮しまして、非常にこの造成事業につきましては反対のご意見でございました。

先ほども言いましたように、それを受けて事業者のほうに、盛り土をしなくてもできる方法はないのかということで強く指導協議してまいりましたところ、次のA3の用紙になりますが、こちらはちょっと見にくいんですけども、図面でいいましたら、上に茶色の文字で切り土、下に緑色で盛り土というふうに書いておりますように、図面の上側の部分のいわゆる土を切り取って、下側の部分、谷地形部分のところにその土を盛ると。それで平坦な部分をつくって太陽光パネルの設置を実施するといった事業転換をされました。

この結果、これを12月6日に奥山田区の集会のときに説明しましたところ、合意できるということでしたので、この事業転換の方法で今後事業者とも協議し進めてまいりたいというふうに考えております。

もちろんこれで事業が終わったわけではなくて、これから木を伐採して土の切り盛りをされますので、町としましても、その事業の内容の安全確認のためにパトロールを行い、事業者のほうにも指導、アドバイスをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） これも初めて一般質問で聞いて驚いたところで、12月6日に奥山田で集会をやらはって、その後ずっとこれをたどっていったら、解決できたんやったらこれをやっぱり総建にすぐ報告してもらわなあかん。一般質問で初めて「あれ」と思って聞いて、びっくりしたところで、ほかの議員もそうやと思います。こんなんやっぱり9月議会からせんどやっているのに、奥山田区民にも頼まれて、解決したんやったらもっと早いこと連絡してもらわないと、これは。いつでもこれはやかましく言うておるよ。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） おっしゃることは重々理解するんですけども、日程的に12月6日、それから先週の週末にやっと取り下げも取りつけましたので、委員会が本日開かれますので、そのいとまが。ちょっと順番が逆になってしまったんですけども、

先に一般質問がございましたので、質問の内容としましても、そちらのほうに先に答弁させていただいた結果でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） こんなん、そやけど、この日にわかってあつたら、たとえ1枚のペーパーでも配ってくれたら、それで済むことやがな。一般質問の前に、その朝でも。

傍聴の人もそんなもんおかしな顔をして見てたし、後ろを見たら。知っているのは一般質問している質問者だけや。議長は聞いていたかもしれんけれども、ほかの議員は皆、啞然として、委員長もそうやと思うわ。

どうですか、委員長、それまでに連絡はありましたか。

○委員長（垣内秋弘） いいや、ないです。

この話を出したのは、私は、10月の9月議会の最終日の全協で町長に物を言わせてもらったんですが、それまではこういうような話は恐らく議員も行政側も余り問題視していなかったと思う。そこで大きく輪が広がって、その後、総務建設常任委員会のほうでフォローしていただくということで来たと思うんですが、その辺が経過並びに報告、今ありましたような状態のものは、今回始まったわけじゃなしに、前も産業のほうでいきさつがてれこになったような状態のときもありましたので、十分行政側としても勇み足にならないような形で、きちっとした形で、この委員会の持っているウエートづけ、その辺を十分感じていただいて今後進めていただきたいというふうに思うわけです。

どうしても、一般質問されますと、そこでばっと発表してしまうと、何やいきなりというような感じになりますので、それは十分やはり委員会との調整を図るなり、例えば一般質問ではここまでは言わせてもらうけれども、その後、委員会で出た内容を踏まえてというような形になろうかと思うんですけれども、その辺は十分今後よろしく願いしたいと思えます。

よろしいか。ほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） では、これにて質疑を終了いたします。

建設環境課所管事項報告の質疑を終了いたしまして、次にプロジェクト推進課所管の都市計画変更について説明を求めます。谷出補佐。

○プロジェクト推進課課長補佐（谷出 智） それでは、お手元の資料を使いまして宇治田原町都市計画変更にあたっての説明をさせていただきます。

なお、今回の資料につきましては、12月19日、文化センターにて予定しております。

す住民さん向けの説明会で使用するスライドをもとに作成しております。2枚のスライドを1枚に上下印刷しております、各スライドの右下にページ数を表記しております。ページ数ご案内のときには、ちょっとご注意くださいまようよろしくお願いたします。

それでは、1ページからご説明申し上げます。

都市計画について、まずご説明させていただきます。

都市計画とは都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地や基盤施設用地、緑地・自然環境等を適正に配置することにより、農林漁業との調和を図りつつ、健康で文化的な住民生活や機能的な都市活動を確保しようとするものです。

具体的な都市計画の種類は、さまざまありますが、大きく分けて、土地利用に関するもの、都市施設に関する計画等がございます。

1枚めくっていただきまして、2ページです。

こちらにつきましては、都市計画の内容の一部ではありますが、本町で変更決定を行います用途地域、高度地区、都市計画道路の内容の一部でございます。

用途地域につきましては、建物の用途、容積率、建蔽率等を規制・誘導する制度です。都市計画法では全部で12種類の用途地域が定められており、本町では8種類の用途地域を指定しているところです。

高度地区は、建築物の高さや最高限度、最低限度を定める制度です。本町では、各用途地域にそれぞれ高度地区を指定しております。

都市計画道路は、さまざまな都市活動を支える都市の根幹的施設であり、本町では、第二名神自動車道宇治田原城陽線、新名神高速道路のことですが、城陽線や宇治田原山手線など、計4路線が都市計画決定されております。

続きまして、後段の3ページです。

こちらは、本町で指定しています8種類の用途地域の内容です。上から、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域、第二種住居地域と5項目までは、主に住宅環境を守るために、一定規模の店舗等は建てられますが、工場など建物の用途については制限を加えているというようところでございます。その下から、近隣商業地域、準工業地域、工業地域の下3つの項目につきましては、住宅等も建てることはできますが、主に商業施設や工場などを立地するための規制がしかれている地域となっております。

めくっていただきまして、4ページになります。

こちらは、本町で指定しております3種類の高度地区の内容になります。第一種、第二種及び第三種高度地区があり、建物の高さについて、それぞれ15m、20m、25mと最高限度を規定しております。本町の場合、第一種、第二種住居地域は第一種高度地区に、近隣商業地域は第二種高度地区に、準工業、工業地域は第三種の高度地区に指定しております。

続きまして、後段の5ページです。

こちらは都市計画道路の種別になります。自動車専用道路、幹線街路、区画道路、特殊道路の4種類の道路があり、自動車専用道路は都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等の専ら自動車の交通の用に供する道路、幹線街路は、都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路となっております。区画道路につきましては、地区における宅地の利用のための道路、特殊街路は、専ら歩行者、自転車または新交通等の交通のための道路となっております。本町の4路線のうち、新名神高速道路は自動車専用道路、他の3路線は幹線街路となっております。

1枚めくっていただきまして、6ページになります。

こちらが宇治田原町の都市計画図の概略図となっております。

昭和63年に、今後の都市化に適切に対応し良好な市街地を形成していくため、町域の約半分が都市計画区域に指定されました。その中に、新名神高速道路宇治田原山手線、宇治田原中央線、国道307号のことですが、など、現在4路線の都市計画道路や国道307号沿道を中心に、第一種、第二種住居地域や宇治田原工業団地、贅田地区の砂利採取跡地での工業地域、緑苑坂インダストリアルパークや新名神高速道路の宇治田原インターチェンジ付近における準工業地域など、8種類の用途地域が都市計画決定されているところです。

続きまして、7ページ、後段になりますが、今回の都市計画変更の目的でございますが、本年3月に宇治田原町第5次まちづくり総合計画が策定されましたが、その中で、新名神高速道路事業や宇治田原山手線事業の進捗に合わせた土地利用のゾーニングにおきまして、立川地区、岩山地区に、にぎわい創出拠点、ものづくり創造拠点を新たに位置づけたところです。

1枚めくっていただきまして、8ページになります。

加えまして、先般11月に改定いたしました宇治田原町都市計画マスタープランのゾーニング図なんですけど、マスタープランでは、総合計画に即した形で贅田地区の砂利採取跡地のシビック交流ゾーンを含む当該地域を将来的に市街化を図っていくべき地域と

して新市街地ゾーンに位置づけており、新名神高速道路の広域交通ネットワークや宇治田原山手線沿線を最大限活用し、まちのにぎわい拠点となる商業施設、あるいは高度なものづくり、研究機能等を持つ企業等の立地誘導を計画しているところです。

9ページ、その下になります。

町図の赤い丸で囲んだところですが、こうした計画に基づいて拠点整備を実現するため、当該地、都市計画変更、用途地域、高度地区の指定拡大・都市計画道路決定により、土地利用の純化・市街地の整序を誘導していこうと計画しているところでございます。

1枚めくっていただきまして、10ページ、こちらが今回の都市計画変更の概要図になります。お手元に追加でA3にこの部分を拡大した地図、拡大図をお配りしているので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

町が決定する用途地域・高度地区の指定拡大については新たに3地域を、同じく町が決定する町道の都市計画決定路線が第1南北線など5路線、国府道など京都府が決定する都市計画決定路線が宇治田原中央線など2路線を都市計画決定・変更することとしております。

続きまして、11ページとちょっと12ページもあわせてごらんいただきたいのですが、用途地域・高度地区の指定拡大についてでございます。

現在、何も指定のございません立川区の平岡地区から大道寺地区にかけての地域、12ページに地域①、紫の着色の部分になりますが、ここが19.6ヘクタール、この部分を準工業地域に、同じく指定が今現在ございません大道寺地区から岩山地区にかけての地域、②で打っております青色の着色部分22.3ヘクタールを工業地域、また宇治田原工業団地北西部に隣接します地域、③と打っております青色の着色部分5.6ヘクタールを工業地域として、新たに指定する計画でございます。

あわせて、当該の3地域には現行の高度地区の指定の考え方を踏襲しまして、第三種高度地区に指定する計画となっております。

続きまして、13ページ、14ページが、すみません、連続図となっておりますのでこちらもあわせてごらんいただきたいのですが、都市計画道路の変更についてでございます。

まず、京都府において決定されます宇治田原山手線、宇治田原中央線の変更についてのご説明です。

黄色で着色しましたルート、立川坂口地域から立川の環状または段橋を通過して岩山乗岩を通過しまして禅定寺の高尾までというところが現行の黄色のルートとなっております。



す。こちらのルートが現行になります。さきにご説明しました新たに用途地域・高度地区を指定しております新市街地へのアクセス道路として、また現行の黄色のルートでは保安林等を通することや既存集落の分断が懸念されますことから、全体的に東方向にスライドさせた形で、図面で言うオレンジ色に着色したルートへの変更をすることとしております。

すみません、西側に移動ということで計画しております。

延長は、その終点が禅定寺高尾から宇治田原中央線岩山塩谷までとなることから、7.5キロから4.98キロに変更されます。また、宇治田原山手線のルート変更に伴いまして、宇治田原山手線から直進で宇治田原中央線に接続できるような交差点形状となりますことから、宇治田原中央線においても延長が現行の5,030mから5,080mの変更がございます。両路線とも2車線道路で、幅員も宇治田原山手線は16m、宇治田原中央線につきましては16.5mと変更はございません。

続きまして、宇治田原町が決定します5路線についてご説明します。

13ページに戻っていただきたいのですが、まず第1南北線についてです。起点大字贅田船戸から終点贅田の蔦谷、国道307号にあります贅田のローソンさんから少し東に行ったところ、町道南北線、現道がございますが、こちらから宇治田原山手線の計画線まで南に延伸したところで、延長は1,100m、2車線道路で幅員は12mとなっております。この路線につきましては、既に宇治田原中央線から680mの間につきましては供用されているというような路線となっております。

続きまして、第2南北線についてです。起点は立川から、終点が立川向井山となっております。立川の三宮神社さんの東側の町道から立川区会所西側の宇治田原山手線計画線の交差部分まで延長は890m、2車線道路で幅員は12mとなっております。

続きまして、14ページのほうに進んでいただきまして、第3南北線についてです。起点のほうは岩山馬道から、終点岩山の水原、宇治田原中央線、307号ですが、岩山の山下のバス停から西に少し行った箇所から、うぐいす幼稚園さんの西側に当たる宇治田原山手線計画線の交差まで、延長は840m、2車線道路で、こちらも幅員は12mとなっております。

続きまして、宇治田原工業団地線についてです。起点岩山塩谷から、終点が立川金井谷となっております。立川奥田の集落の少し東側の宇治田原山手線計画線の交差から宇治田原工業団地の永和化成工業さんの前面の町道まで、延長は360m、2車線道路で、幅員はこちらも12mとなっております。

最後ですが、14ページ、15ページと連続しております。あわせてごらんいただきたいのですが、宇治田原山手北線についてです。この路線は、現行京都府で決定しております宇治田原山手線の一部であります。今般のルート変更に伴いまして、京都府決定を廃止し、改めて町決定とする計画でございます。起点は岩山乗岩から、終点は禪定寺高尾、緑苑坂の上り口のちょうど現道から北進し大津市境までというところになっており、延長は2,050m、現行どおり2車線道路で、幅員は16mとなっております。

最後に、16ページをごらんいただきたいと思っております。今後の手続に関する予定についてご説明させていただきます。

こちらは上下段になっておりますが、京都府及び宇治田原町の同時の都市計画決定の流れとなります。上段の京都府が定める都市計画としては、宇治田原中央線・山手線がございます。今説明させていただいたものは、住民説明会の後、町の案として府に申し出を行います。府は、この町案をもとに都市計画案を作成され、都市計画案の公告・縦覧が行われる予定となっております。案に対しまして、ご意見のある方は、この縦覧期間中に意見の提出が可能となっております。その後、京都府の都市計画審議会が開催され、縦覧期間中に出された意見等についても報告されます。その後、国との法定協議を経て、都市計画の決定、変更の告示というスケジュールとなっております。

下段の町決定案件につきましても同時並行で進めており、縦覧期間や町の都市計画審議会の開催時期、都市計画の決定変更の告示時期につきましても、府決定案件と同時期に行っていくというようなところを予定しております。

以上で、都市計画変更に当たっての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） 先ほど鳥獣被害の問題が出ていましたよね。その関係で、やっぱり鳥獣が山にすんでいるということであれば、今度はこの中でいえば工業地帯が大道寺のところ辺にこういうふうにつくるということになれば、やっぱりその辺で、またその被害で、どんどん里山に出てくるというふうなことも考えられますよね。それもあって、また里山をなくすのかということを含めて考えていかなあかんというふうな問題もありますし、一つ気になってたのが、ちょっとわからないんですけども、宇治田原中央線というのが5,080mとなっているんですけども、これは5.8mとかそんな間違いじゃないんですよ。5,080もないと思うんですけども、これは。僕の間違いや

ったらすみませんけれども。

○委員長（垣内秋弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） ただいまの里山の件につきましては、実際に、これはあくまで今計画ということでございますので、事業実施のときにどういったことができるのか、そのあたりは考えていくことになるのかなというふうに思うんですが。

2つ目の中央線の延長の件でございますけれども、まず起点のほうが新名神高速道路の宇治田原インターの入り口のあたりから下町の交差点を通りまして307、そのままずっと宇治田原小学校のほうまで来て、最終、工業団地入り口付近を越えるまでの区間を宇治田原中央線という形で、今、都市計画決定してございます。この距離が5.30でしたのが、改良をかけることによりまして5.03やったんが5.08に、50mの区間が延びるといようなことになるということでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） わかりました。ありがとうございます。いいです。

○委員長（垣内秋弘） ほか、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、近畿自動車道名古屋神戸線建設事業に伴い工事用道路として使用する都市計画道路宇治田原山手線建設事業の工事施行に関する基本協定の締結について説明を求めます。山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） それでは、ご説明に入らせていただきたいというふうに思うんですけれども、まず大変申しわけないんですけれども、資料のほう、ちょっとミスがございまして、先に訂正をお願いいただければというふうに思います。基本協定に添付をさせていただいてございます別図第1号なんですけど、実際につけています表記につきましては別添第1号となつてございまして、こちらの「別添」を「別図」という形で「図」にご訂正をいただければというふうに思います。大変申しわけございません。

それでは、近畿自動車道名古屋神戸線建設事業に伴い工事用道路として使用する都市計画道路宇治田原山手線建設事業の工事施行に関する基本協定につきまして、ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、以前より工事用道路として使用いただくことによりまして道

路整備に係る費用を抑制していけるというような、本町にとりましてもうまみがあるというようなことで、ネクスコのほうにお願いをし、これまで協議を進めてきたというふうなところでございます。協定につきましては、調った時点で議会にも報告をさせていただきますというようなことでございまして、ようやくこの時点まで来たということで、今般ご報告をさせていただきたいというようなことでございます。

今後の予定でございますけれども、まず今般、議会にご報告させていただきまして、その後、基本協定を実際に締結させていただきます。その後、今議会でもご提案をさせていただいているんですけれども、補正予算をご可決いただけますれば、3月議会までに仮の細目協定を締結させていただきますして、3月議会にその協定の案を契約案件としてご提案させていただきたいと。その可決をいただければ、実際の工事のほうに29年度から移っていきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、協定の内容でございますけれども、まず第1条で、この協定の目的が記載をされてございます。第2条では相互協力、また、第3条では適用範囲、第4条では事業区分、第5条では施行区分、第6条では山手線事業の費用負担、第7条で細目協定の締結、裏にいきまして、第8条で山手線事業の完了時期、第9条で用地の使用、第10条で財産の帰属及び管理、第11条で苦情等の処理及び損害への対応、第12条で協定の変更、第13条が協定の期間、第14条で、その他としまして、この中にうたわれていないようなことで疑義が生じた場合には、双方協議してその都度決めるというような条文とさせていただいているところでございます。

この中で、私どもは、全てが重要ではございますけれども、肝となる部分が第6条の費用負担、あわせまして第13条の協定期間というふうに考えてございます。

第3条から第5条の適用範囲、事業区分、施行区分をまずご説明させていただきたいというふうに思うんですけれども、別図第1号をごらんいただきたいというふうに思います。新名神高速道路が非常に遠くズームで撮られていますので、山手線の部分が若干黒丸で表示されたところなんです。ここの場所になるんですよというような表記でございます。

次に、別図第2号で適用範囲を定めてございます。

別図第2号の薄い緑色の部分が山手線でございます。青色の部分が新名神高速道路でございます。新名神高速道路まで青色で塗られているわけなんですけれども、この部分はなぜ青色に塗られているかといいますと、宇治田原山手線を整備するに当たりまして、非常に切り盛りが激しいところになるんですけれども、切るだけでは土量バランスがと

れないというようなことをごさいますて、新名神高速道路事業地内から土を持ち出してくる。山手線のほうに持ってくるというようなことで、影響する範囲を水色で表記していただいているというようなところをごさいます。

次に、別図第3号、事業区分と費用負担分の定めをごらんいただきたいというふうに思います。

ちょっといろいろなものが入ってごさいますので、非常に見にくいんですけども、平面図、上の図面の左側が緑苑坂付近で、A-Aと書かれている部分があるかというふうに思います。その右側にB-Bという縦線が入っている部分、この図面の真ん中からちょっと右側に行ったところにC-Cという断面の切り方の表記がされていると思います。その次にD-Dと言うような形の表記がされているかというふうに思います。それが下の四角囲みのそれぞれの断面をここで断面をとっていますよという位置関係になります。

A-A断面、B-B断面につきましては、見ていただいたとおり盛り土区間でごさいます。C-C断面、D-D断面につきましては、切り土区間でごさいます。山を切ってAのほうなりBのほう、C、Dで切った土をA、Bのほうに持ってくるというようなことをごさいます。

ここで表記されています赤と水色の色分けなんですけれども、水色部分がネクスコさんが工事用道路をつくるに際して必要となる、要はネクスコさんが費用負担をしていただける部分でごさいます。赤い部分が町が負担する部分になるというような表記をあらわした図面でごさいます。

それでは、協定書の1枚目に戻っていただきたいんですけども、第6条でごさいます。ただいまの絵で見た形の要は負担割合が、甲が町になります。乙がネクスコになるんですけども、41対59の費用負担で今般協定を結んでいこうというふうに考えているところでごさいます。

これまで道路整備に当たりましては、山手線緑苑坂以北につきましては幅員9mの道路で整備をしていきたいと思います。ネクスコさんは工事用道路として必要となるのがそのうちの4m、残りの5mは町負担ですよというようなことで話を最初進めてきているわけなんですけれども、これからいきますと町負担が5m分ですから55.6%程度で、ネクスコが44.4%程度という形になるんですけども、実際のところ、うまいことそういう割合で切るということがなかなか難しいものをごさいますので、実際に工事用道路をつくるのに、やっぱりのりというのは多目に切っていかなあかんとかというよう

なこともございますので、そういった部分もありますし、できるだけ町負担を少なくしていただきたいというような思いで、これまで協議を進めてきたところでございます。その結果といたしまして、町負担が41%、ネクスコさんが59%となってきたところでございます。

ただし、なお書きがございまして、本費用負担の割合は土工費用のみを対象とし、舗装・交通安全施設及び管理施設等の施工の実施並びに費用については、別途甲乙協議して定めるといようなことが書かれてございます。これは何やといいますと、最終的に引き渡しを受ける前の舗装でありましたり、交通安全施設、ガードレール、あと道路標識の関係の最終仕上げの部分の費用については、ほぼほぼ工事中道路には関係ないものでございますので、町がほぼ負担せないかんやろうというようなことで考えているところではございます。

次に、第13条の期間をごらんいただきたいというふうに思います。

第13条、本協定の有効期間は、協定締結の日から新名神の供用開始時の平成36年3月31日までとしますというふうなことでございます。

次に、参考につけています参考1で細目協定、こちらのほうの第8条、細目協定の協定期間は、締結の日から32年3月31日までということになってございます。ですので、この細目協定の表題に（その1）というふうな形で入れさせていただいております。先ほど申しました最終道路の仕上げ時に再度工事の細目協定を締結させていただきまして、そのときが（その2）というふうな協定を結ばせていただくというふうに考えているところでございます。

ですので、基本協定につきましては最後まで、細目協定につきましては実際に工事をするとき、それぞれ協定を結ばせていただくと。あわせて、参考の2に年度協定の案をつけさせていただいてございます。それぞれ工事が発生する年度につきましては、こういった形で年度ごとの協定も結んでいくというふうな形の3段階の協定という形になってございます。

ちょっと雑駁な説明でございましたけれども、以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これで質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各所管事項報告について終了いたします。

次に、日程第8、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） もうわかってはると思いますけれども、これはまた先にできればもらえるように、それだけお願いします。

○委員長（垣内秋弘） 当局側、何かございますか。事務局から。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 特にならぬようでございますので、日程第8、その他については終了いたします。

本日は、付託議案5件、請願1件及び第3四半期の事業執行状況並びに所管事項報告の審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼申し上げます。また、町当局におかれましても詳細な資料等作成、ありがとうございました。ご苦労さんでございました。

第3四半期も終盤に差しかかり、残すところ3カ月になろうとしております。第4四半期の執行状況については、1月開催予定の委員会において報告願うこととしておりますので、調整方よろしくお願ひしたいと思います。また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

以上で、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さんでございました。

閉 会 午後4時09分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長            垣   内   秋   弘